

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 21 回会合議事録

1 . 日時 平成 17 年 3 月 11 日 (金) 9:30 ~ 12:37

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 我が国における牛海綿状脳症 (B S E) 対策の見直しについて

(2) その他

4 . 出席者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、甲斐 (諭) 専門委員、
甲斐 (知) 専門委員、北本専門委員、堀内専門委員、
山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、
中村委員、本間委員、見上委員

(関係府省)

厚生労働省、農林水産省

(事務局)

齊藤事務局長、小木津総務課長、村上評価課長、杉浦情報・緊急時対応課長、
西郷リスクコミュニケーション官、富澤評価調整官、梅田課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 我が国における牛海綿状脳症 (B S E) 対策に係る食品健康影響評価 (修正二次案)

資料 2 我が国における B S E サーベイランスに関する資料 (農林水産省からの追加提出資料)

参考資料 1 諮問書 (平成 16 年 10 月 15 日付け厚生労働省発食安第 1015001 号、16 消安第 5410 号)

参考資料 2 論点メモ (吉川座長試案)

参考資料 3 我が国における牛海綿状脳症 (B S E) 対策に係る食品健康影響評価 (修

正案) (第20回プリオン専門調査会配布)

参考資料4 厚生労働省及び農林水産省から提出された資料(別冊ファイル)

6. 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第21回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。本日は、9名の専門委員が御出席です。欠席は金子委員、佐多委員、品川委員の3名です。食品安全委員会からは寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員、本間委員が御出席です。事務局につきましては、お手元の座席表を御覧になっていただければと思います。本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「第21回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第」がございます。御覧いただきたいと思います。それでは、審議に入る前に、事務局から資料の確認をお願いしたいと思います。

富澤評価調整官 それでは、本日の配付資料を確認させていただきます。資料は、上から議事次第、座席表があります。資料1が「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(修正二次案)」。資料2が「食品安全委員会プリオン病専門調査会(第21回)への提出資料」でございます。参考資料は4点ございまして、参考資料1が「食品健康影響評価について」。諮問書でございます。参考資料2が「論点メモ(吉川座長試案)」。参考資料3が「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価(修正案)」。前回の調査会で配付させていただいたものでございます。もう一つは、ファイルにとじてあります資料で、厚生労働省、農林水産省から提出された資料でございます。それから、1枚紙で右肩に「(当日配付資料)」というものがございまして、厚生労働省の方から「食品健康評価に係る資料の提出について」という紙が1枚ぺらでございますので、それを御確認いただければと思います。以上でございます。よろしくお願いたします。

吉川座長 資料の説明がありましたけれども、手元の資料はございますか、いいですか。それでは、議事に入りたいと思います。資料1を御覧ください。本日欠席の佐多委員からもいろいろな意見をいただきました。また、今日来られなかった委員、出席していただいた委員から、たくさんの意見をいただきました。特に山本委員については、前回大きなスケルトン並びに経緯、議論のポイント等について、それから定量リスクの部分はそれなりに議論をして、定性リスクについては山本委員に、この間かなり忙しい中まとめていただきましたので、ほかの欠席委員も前回にできなかったところを集中して議論しておいてほしいという要望もありまして、今日は最初に前回できなかった定性的な分析についての議論を進めた上で、全体として定性的あるいは定量的それぞれの分析の結果をどういうふうに評価するか、それほどの大きなずれがないとするなら、どういうふうにまとめていくかといった感じで審議を進めていきたいと思います。先生方には、ここ半年間、真摯にいろいろな立場から議論し、また意見をいただいて、随分「プリオン専門調査会」としては、

いわゆるリスク評価というものはどんなもので、自分たちがどういう立場に置かれて何をしなければいけないかということ随分議論もし、また認識していただいたと思います。それでは、定性的なリスク評価について、ドラフト作業をお願いした山本委員に、事前の資料が何回か委員の方々の方にもいったかと思えますけれども、できれば全体について説明していただいた後で、少しそれについての議論をしたいと思えます。それでは、山本委員の定性分析のところをお願いできますか。

山本専門委員　それでは、定性分析をやらせていただきましたので、その内容について御説明したいと思います。10 ページを御覧ください。10 ページの 3 . からが「定性的リスク評価」ということになります。まず、基本的な考え方は前回も申し上げたんですけれども、2003 年 7 月以降生まれの牛における 2005 年 3 月時点での B S E プリオンの蓄積度を感染率及び蓄積量を基に推測すると。それから、感染率及び蓄積量というのは、可能な限り定量的データに基づいて判断をしていくという姿勢なんですけれども、データがないという場合もございます。そういったときも含めて、専門的な意見を参考にして評価を行っていく。ですから、結果としては定性的な評価となります。その牛が今度、と殺解体された場合の食肉の B S E プリオンの汚染度。これをまた汚染率、汚染量という 2 つの項目で評価をしていきます。これも当然、定量的データがあるものについては、それを判断の基準とし、ないものについては専門家の意見を参考とするという形で進めていきます。それに基づきまして、最終的には今度は 21 か月齢未満。これを検査しなかった場合に、そのリスクがどのように変化するか。これを定性的に評価するということとして、これが諮問に対する答えということになります。次のページに今申し上げたことを図としてまとめてあります。「生体牛」というのは、その B S E プリオンの蓄積度に関することを考えるという項目で、導入リスク、飼料規制、B S E プリオンの生体内分布、疑似患畜及び死亡牛の検査等について考慮しています。「食肉」と書いてありますのは、その食肉への B S E プリオンの汚染ということで、S R M 除去による汚染防止対策がいろいろ取られているわけですね。そういったものの影響。と畜検査によって、どういう影響が出てくる。それが汚染度を表す方向にあるのかないのかということ。トレーサビリティと検査陽性牛の排除ということについて全体を総括して眺めています。最終的には、20 か月齢以下の牛についてのリスクを見まして、それが検査されるかされない場合。繰り返しになりますけれども、そのリスクの変化を見たということでもあります。次に「定性的リスク評価の具体的方法」について、順次、今、図に示した項目を評価していったということでもあります。まず最初に、図の中に「導入リスク」となっていますが、これは侵入リスクに図の方を変えてください。侵入リスクということで行動して行きました。これは生体牛が輸入されたということがわかっております。これは 2003 年 9 月に好評されました、B S E 疫学検討チームの疫学的分析結果報告より引用させていただきましたけれども、その中に 1980 年代に英国、ドイツから輸入された、イタリアから輸入された肉骨粉及びオランダから輸入された動物油脂というものが、我が国の B S E 発生の原因として考慮されています。まず、生体牛の輸

入につきましては、1990年7月、ここで英国から輸入を禁止しております。それから、随時禁止を行って来ておりますが、一方、その肉骨粉につきましては、2001年10月、ここですべての国からの肉骨粉の輸入を禁止しております。動物油脂は、0.15%以下である油脂について輸出国の証明書を添付することになっておりまして、こういったものをすべて規制ということで禁止をかけて来ております。カナダからも生体牛の輸入がありまして、そのリスクというものも考えられるわけですが、この場合、2003年5月、この時点でBSEがカナダで発生しまして、カナダからの生体牛食肉の輸入を禁止いたしました。そして、2003年12月に米国でBSEが発生した時点で同様の措置が取られたわけです。ここで考えられることは、したがって、2005年3月の時点で20か月齢以下の牛が生まれました。2003年7月以降からは、生体牛、肉骨粉、動物性油脂の輸入による我が国へのBSE侵入リスクというものは無視できるというふうに考えられました。次に「飼料規制」ですが、飼料規制は1996年4月、ここで反すう動物の組織を用いた肉骨粉等を反すう動物用飼料に使用禁止した通達が出されました。2001年9月、これは我が国の第1例が出た時点ですが、そこで全牛の飼養農家への立入検査を実施したところ、165戸の農家で肉骨粉等を給与していたという事実があります。実際には肉骨粉が与えられてしまっていたということが事実としてあるわけですが、追跡調査を行った結果、BSEの検査陽性牛は確認されておりません。2001年10月以降は、肉骨粉の使用は完全禁止ということになったわけです。しかしながら、2001年10月生まれと2002年1月生まれの牛において、BSE検査で陽性となりました。この理由として、やはり先ほども通達以降も農家が使っていたということもございまして、この市場に残存している肉骨粉が使用された可能性とか、牛の肉骨粉の汚染された他の畜種の肉骨粉が使用された可能性。こういった交差汚染と言われているものが起こった。そういった原因でこの2頭が発生してしまったのではないかということです。配合飼料は肉骨粉が汚染しないように、2001年10月以降に立入検査を行って来ております。飼料輸入業者、製造者、販売業者、飼養農家すべてに立入検査を実施して、陽性例というのは認められなかったという報告がございまして。一方、輸入飼料につきましては、2001年10月以前、これは飼料安全法に基づいて、輸入の飼料の種類というものが届けられているということです。配合飼料の多くは輸入に依存しておりまして、国際的なBSEの実態をいまだ把握し切れていないということもあります。ですから、今後、届出事項としては、配合飼料の原材料が追加されるということになっていきます。輸入飼料についての現状把握ということが行われようしているわけですが、輸入飼料については、こういう現状であるということです。飼料の交差汚染に関しましては、2001年10月以前、これは肉骨粉を使用する豚、鶏用の飼料の製造工程と同じ工程で牛用の配合飼料を製造している工場があったということです。そのため、交差汚染の可能性というのは否定できないということになります。また、2003年6月以降、牛用の飼料の製造工程を専用化して、2005年3月31日から完全実施するということでもありますので、最初の段階での交差汚染は否定できないわけですが、2003年7月以降まででは、完全禁止という

ことが行われてから1年9か月以上経過しているということで、当時の肉骨粉が残存している可能性は低く、国内産肉骨粉の飼料への混入は無視できると考えました。したがって、2003年7月以降に生まれた牛の交差汚染国産飼料による感染率というものは非常に低く、蓄積量は無視できると考えられます。しかしながら、輸入飼料原料による国産配合飼料への交差汚染については、現在のところ検証されていないという状況にあります。次に「BSEプリオンの生体内分布」につきまして、まずBSEプリオンは99.4%が特定危険部位、SRMに集中しているという欧州委員会の報告がございます。ところで、昨年そのBSEが確認された94か月齢の末梢神経組織や副腎から、ここは「異常プリオン」よりもBSEプリオンと書いた方がいいと思うんですけれども、BSEプリオンたんぱく質がウエスタンブロット法により検出されております。ただし、この当該死亡牛から確認されたBSEプリオンたんぱく質の量は、現在SRMに指定されている三叉神経節にあるものよりも相当少ないということが考えられます。また一方で、英国の実験ですけれども、投与後6～18か月経過した回腸遠位部、32か月経過した脳、脊髄、背根神経節、三叉神経節から感染性が確認されており、SRMは現在、全頭除去されているということで、措置の見直し前後、つまり検査をやめてもやめなくてもSRMの除去については変わらない措置をしているわけで、食肉のBSEプリオン汚染度リスクというものを考えると非常に低いと思われまます。ただし書きといたしますが、しかし、今後22か月目、26か月目、32か月目と少数の実験頭数しかやっていないわけで、大規模の実験結果によっては、新たな知見が加わる可能性もあるので、判定としては慎重になるざるを得ないわけですが、現時点では99.4%というものが除去されているということは事実であろうということです。次に「疑似患畜の検査」ですけれども、これは実際のリスクの判定ということに直接的にここでいうものではなくて、傍証と言いますか、蓄積度合いを推定するのに参考となるデータとして考えていいかと思えます。疑似患畜は、これまでに淘汰するということが決まってから716頭が対象となってBSE検査をされました。BSE検査の陽性牛は、今のところ、疑似患畜の中では検出されていないということでもあります。「死亡牛の検査」。これが全体像を把握するのが非常に重要になるかと思われまますけれども、2001年4月にアクティブサーベイランスを開始しまして、2001年9月には、更にそれを強化しているという措置を取っておりまして、2004年4月より24か月齢以上の牛に対して、検査を完全実施しているということです。その結果、2001年度には1,095頭、2002年度は4,314頭、2003年度は4万8,416頭、2004年には8万5,087頭、トータルで13万8,912頭ということですが、このBSE検査が行われた結果、現時点2005年3月までに3頭が摘発されたということです。これらの牛はすべて焼却されていますので、また10月以降、国内の肉骨粉は牛への飼料として禁止されておりまますから、ここでの判定というのは下に書いてあるように、2003年7月以降生まれの生体牛の死亡牛による肉骨粉の汚染というのはないということです。しかしながら、死亡牛検査、全頭24か月齢以上を全部検査するという検査の開始時期が相当遅れたということは、全体像を把握する上では非常に問題があったのかもし

れません。そこで最終的には、以上の「侵入リスク」「飼料規制」「BSEプリオンの生体内分布」「疑似患畜の検査」「死亡牛の検査」というものをすべて総合的に判定した結果、2003年7月以降までの生体牛のBSEプリオン蓄積度に関するリスクは無視できるものという段階から非常に低いという段階の中に入るという結論に至りました。ここまでがBSEプリオンの蓄積度に関する解析です。次に、食肉のBSEプリオン汚染度に関する検討を行いまして、これには、まず「SRMの除去/汚染防止」というものが、どの程度効果を発揮しているかということの評価をまいりました。初めに「スタンニング」があります。2005年3月と書いてありますが、実際に報告されたのは、2004年12月の時点で93.1%のと畜場です。これはBSE対策に関する調査結果から、そのようにしております。ここでスタンニングを行っているということです。スタンニングによりまして、血液中に中枢神経組織が流入するという報告がございます。しかしながら、その場合のSRMの汚染率とか汚染量に関する定量的データというのは、報告がこれまでにないようです。そこで、BSEのスタンニングによる食肉へのBSEプリオンの汚染度は低いというふうに考えました。次に「ピッシング」ですが、ピッシングに関しても定量的に評価できるようなデータが提出されていません。2004年12月の時点では、約7割のと畜場で、頭数としましては約80%でピッシングを行っております。一般に考えて、ピッシングによる食肉へのSRMの汚染率というものは無視できないと考えますけれども、量的には少ないというふうに考えます。そこで、2003年7月以降生まれの生体牛のBSEプリオン蓄積度に関するリスクは無視できるから非常に低いと考えられますので、これは前項で評価したものです。その場合にピッシングによって、この牛群に対するリスクというのは無視できるから低いというふうに判定しました。次に「SRM除去」ですが、これは2001年10月からSRMの除去から義務づけられております。2005年3月の時点で、すべてのと畜場で実施されておまして、先ほども申しましたように感染価の99.4%が除去されていると考えられます。したがって、SRM除去によって食肉のBSEプリオンの汚染リスクは非常に低いと考えられます。次に「脊髄組織の飛散防止」です。これはと殺解体後に背割りという作業を行います。これが2004年12月の時点では6施設は背割りを行っていないんですが、残り154施設のうちのほぼ100%が飛散防止策を行っています。脊髄の除去を行ってから、背割りをする施設としては125施設、約92%ということになります。背割り後の脊髄除去率ということですが、これは平成13年の厚生労働科学研究によって報告されておまして、除去率としては52.5%から99.1%となっております。しかしながら、その背割り後の枝肉というものは洗浄、脊髄硬膜の除去というものが行われます。脊髄片の汚染は肉眼的には100%除去されているというふうになっておまして、またこのことは、と畜検査により確認されております。ただし、脊髄に含まれるたんぱく質を指標とした検査では、微量のたんぱく質が枝肉下部の表面から検出される場合があるということで、肉眼的には完全に除去されていると思われるわけですが、一部こういうたんぱく質の付着があるということが報告されているということです。BSE陽性牛というものは、すべて廃棄されるわけ

で、それが枝肉として出荷されることはないわけですし、脊髄除去及び枝肉洗浄によって、非常に検査陽性牛の中にある微量の食肉のBSEプリオンが汚染したとしても、その汚染リスクというものは相当低減されていると。以上から、脊髄による食肉のBSEプリオンのリスクは、非常に低いというふうに考えました。次に「標準作業手順書」ですけれども、これは洗浄と脊髄除去、そういったものの手順について、そここのところが定められているかということで、これ自体がリスクを低減化するかどうかという判定に用いるということではありませんが、傍証としてSOP、この標準作業手順書があるかないかで確実な実施ができているかどうかの度合いということを考える上での参考ということになります。次に「と畜検査」が行われておりますが、この中でELISAテストでスクリーニング、ウエスタンブロット法と免疫組織化学検査、病理検査を用いて確認検査を行っているわけです。これまでに我が国において、現在の時点ですが、約419万頭の牛を検査した結果、確認された11頭があるわけです。BSE検査要請牛のうち、21か月齢、23か月齢のBSE検査要請牛のBSEプリオン蓄積量というものを考えますと、我が国で確認されたその他のBSE検査要請例に比べて、500分の1～1,000分の1と推定されます。これはウエスタンブロット法での推定です。括弧内は、結局、非常に微量なものであるけれども、21か月、23か月確認されたわけです。そこで、ELISA検査の検出感度は1 m.i.c. LD50というふうに文献的にはなっておりますので、一般にこの2頭以外に検出されたBSEプリオンの蓄積度は500～1,000 m.i.c. LD50ではないかと考えられて、その程度の量が普通に検査要請牛で存在していたのではないかというふうに推定いたしました。見直し後ですが、これは検査月齢を全月齢から現時点で20か月齢以下となっている2003年7月以降に生まれた牛を検査対象から外すということです。その場合は、蓄積量が非常に低いと。検査陽性例で見出される場合は、検出限界のものであろうというふうに考えております。「トレーサビリティ」について、これはトレーサビリティそのものでリスクを下げるという話ではなくて、このトレーサビリティ制度が確実に行われるということに、2004年12月から流通段階でも義務化されたわけなんですけれども、これによって2003年6月以前に生まれた牛というものが2003年7月以降に生まれた牛と混同されると言いますが、そういうことがなくなると、はっきりとそこで線引きができるということで、それらの年を取った牛の混入によるリスクと食肉への汚染というものが考えられないということになりますので、今回諮問を受けている20か月齢ということで考えますと、非常に汚染度というのは低くなっているだろうということです。それがトレーサビリティによって保証されているということになります。「検査陽性牛の排除」ですね。これについては、2001年10月以降、検査を実施してきているわけです。検査陽性牛を適切に排除しているわけですので、2003年7月以降に生まれた牛に関して、食肉へのBSEプリオン汚染度というものは無視できる程度に減っているんだらうと。検査要請牛が確実に排除されてきたということです。以上のことから、この食肉へのBSEプリオンの汚染度に関しての総合判定としましては、そのリスクは無視できるから低いというところになります。次に、この表ですけ

れども、今、御説明申し上げたことをこの表に一覧表としてまとめ上げておりました、これは後でじっくり見ていただければいいんですけれども、最終結論ということを書いている下には書いております。この評価の結論ですけれども「以上のことから、2003年7月以降に生まれた牛の生体牛におけるBSEプリオン蓄積度は無視できる程度であり、と殺解体によるそのリスクはほとんど変化しない。BSE検査を行わない場合にも食肉のBSE汚染度はほとんど変化しない」ということから「トレーサビリティが確立され、ピッシング等のリスク要因が排除されれば、食肉へのBSE汚染度はさらに低くなる」と考えられます。判定と言いますか、途中での幅、無視できるから低いという幅があるわけですが、このBSE検査をするかしないかによって、以上のリスクの変化というものは起こらないということを書いているわけですが、そこは無視できるという話です。このようにリスク評価を行ってききましたが、今回のこのリスク評価において、まだまだ解決しなければいけない課題というものがたくさんあります。これは一部書いてあるわけですが、データ間のギャップとして、やはり19か月以上で、回腸は18か月で見つかるわけですが、そこから次に31か月齢までのSRMの中でのBSEプリオンというものがどのようになっているのかという情報は、現在のところ得られておりません。ですから、その月齢における、そういう19か月～31か月までの間のギャップというものがあって、そのデータが不足しているということ。今回の判定には直接大きな影響を与えたものではありませんが、今後必要になってくるであろうということ。それから、やはり定量的データは圧倒的に不足しておりまして、BSEプリオンの感染量というものについても、正確な定量的データというのはございません。それから、汚染率、汚染量につきましても同様です。ある程度推測できる定量的なデータというものを下にしている部分もありますけれども、すべて正確に判定できる定量データが今のところ得られておりません。もう一つは、この定性的な評価が用いられるときに、本来定量的なデータを下にして、そのランク付けといいますが、ここでのカテゴリー分けですね。「無視できる」「非常に低い」「低い」「中程度」「高い」と分けたわけですが、それは定量データに基づいていけば、非常に客観的なわけですが、いかんせんそこはなかったということです。ただ、定性的な評価といいますが、リスクが非常に低いとか、余り高くなさそうであるということが考えられる場合に非常に有効であると言われております。今回、いろいろ判定をやってまいりましたけれども、そう高いリスクがあるというふうには考えられませんでした。よって、定性的なリスク評価も十分に使用できるということが考えられました。最後に、やはり定量的にやっておりませんので、不確実性といいますが、そういうものがコードの中に入りません。それから、データの幅といいますが、変動といったものが考慮の中には入っておりませんので、やはり定量的なリスク評価というのは、今後も検討していく必要があるんだろうというふうには考えております。以上が、今回の定性的なリスク評価の結果ということになります。報告を終わります。

吉川座長 どうもありがとうございました。本当に山本委員には大変な役目を押し付け

てしまって、この間大変だっただろうと思います。今、解説されたように、大きく生体牛の部分、背景のリスクと、それから実際に食肉になったときのヒトへの暴露のリスクというものを2つの段階で特に諮問の1にあった20か月以下の2003年7月以降に生まれた牛の持つリスクと、変更に伴うリスクの変動の有無というものを定性的に分析して、その結果を見せていただいたと同時に、結論とすれば、リスクは低いと。こういう低いケースについては、定性的なリスク評価というのは、それなりに適用可能であると。ただ、定性的なデータ、その他評価に必要なデータがかなり不足している中で、定性的リスク評価を行ったものであるという大きな説明だったと思いますけれども、全体を通して、この定性リスク評価に関して御意見はございますでしょうか。

北本専門委員 全体的な話ではなくてもいいですか。

吉川座長 できれば、定性全体について。

北本専門委員 全体としては、非常によくわかりました。委員の先生方もすっきりしたんではないかと。皆さんかなり納得できるどころ、ないし納得できないところがクリアになっていったんではないかと思います。それが最初のコメントです。個々のことに移りたいんですけども。

吉川座長 ちょっと待っていただけますか。ほかに、今の定性分析全体に関して何かありますか、なければ個々のものに入りたいと思います。どうぞ。

山内専門委員 全体として考えた場合に、まず蓄積度、それから汚染度という表現で判断しているんですが、まず蓄積度に関しては、感染率と蓄積量、それぞれ別個に考慮しているものであって、かけ算をするものではないと。それから、汚染度というのは汚染率となっていますが、私は検出率というか、これは検査の問題なわけですから、検出率という表現と考えた方がいいと思うんですが、この場合もやはりかけ算ではないと、検出率と汚染量と、それぞれ独自に考えていくべきであろうというふうに思います。それと、11ページの図の2で「評価する項目」の「・と畜検査」のところにトレーサビリティや検査陽性牛を入れてしまっておりますが、これはその他として取り上げるべきではないかと。と畜検査もしくはBSE検査としておけば、その他ということでもいいと思うんです。それに沿ってできれば調整し直すことが必要だと思うんですが、一番全体的な面で問題なのは、16ページの表1、これは「BSE対策の有効性を踏まえたBSEプリオンの生体牛における蓄積度と食肉への汚染度に対する影響の順位付け」となっているんですが、これは「に対する影響の順位付け」ではなくて、蓄積度と汚染度を評価するための、それまでに記載されている成績をまとめた表だと思うんです。ということは「に対する影響の順位付け」というのは削除すべきであろうと。そういうふうにしていったときに、最初に申し上げたように、蓄積度と汚染度というのをそれぞれ率と量から考えた場合に、全頭検査と21か月齢以上の検査の場合に、それぞれどうなるかという評価をした表がないと、総合的な判断が難しいんではないかと思います。

吉川座長 わかりました。リスク分析を定性的であれ、自分でやったことのある人はわ

かと思うんですけれども、例えばプロバビリティー、何頭中何頭汚染しているんだらうかと。もう片方で汚染している牛がどのぐらいの感染価、あるいは異常プリオン量を持っているのかと。これはX軸とY軸で、普通にやる場合は、それをカラムに組んで、非常に危険から無視できるというような定性的な評価をするときには、そういうX軸とY軸のカラムの重みづけをやるので、それは考えてやられたわけですね。その結果がこれであると。途中のカラムを一個ずつ出すというのも一つの手ではありますが、多分定性的にやるときはそういう格好で。

山内専門委員 その点を確認したかったわけです。

山本専門委員 そのようにマトリックスを考えて評価をしていっております。

吉川座長 わかりました。では、そのところは少しそういうことがわかるような表現に変えると。全体に関して、ほかにありますか、いいですか。では各論というか、個々の問題について、どうぞ。

北本専門委員 これは、やはりリスクアセスメントをして、マネージメントの人がアセスメントをいかに使いやすいようにするかというのも一つのあれだと思いますので、私はその面でいいますと、問題点は14ページにあるスタンニングとピッシング。この項目で、山本先生が結論づけられているのは、実は20か月未満の牛は安全だから無視できる、ないしは程度が低いということになっているんです。ですから、スタンニングとかピッシングを評価しているのではなくて、実は牛そのものが安全であるからというのが根拠になっているんです。やはり、これはそのまま食品安全委員会から出していくと、例えば私がこの担当者だったら、何でこれは無視できるんだと。スタンニングとピッシングはそのままの方向でいいじゃないかというふうにも受け取りかねないものだと思いますので、やはり私はスタンニングとピッシングというものは少なくとも汚染ということに関しては可能性があるので、それをより少なくするという努力からして、逆に言うと、ここは無視できないんじゃないかなと。ですから、でも付けて、それは対照牛をこうした場合に無視できると、方法論としては無視できないんだというふうな表現が要るのかなと。まず、1点目です。

吉川座長 その文章は一般にピッシングによる食肉へのSRMの汚染率は無視できないが、量は少ないと考えられると、そこで切れて、背景のリスクから考えれば、総合評価として「無視できる」「低い」ということがわかりにくいということですね。

北本専門委員 というか、背景のことを個々のことに加えるというのが、2つの要素を含んでいると。つまり、ピッシングだけの評価をしているのではないと。その背景を評価して総合評価として低いと考えているわけですね。ピッシングはよくないということがわかりにくいと。

吉川座長 わかります。例えば、6歳とか、8歳の牛のピッシングは20か月以下だと同じに扱えないという意味はよくわかります。だから、ピッシングは安全だと言っているわけではないと。

北本専門委員 ですから、勿論その20か月云々で分かれることではないんですけども、このように書けば、そして表に出していけば、そこがピッシングの操作としての危険性を無視できるような表現になってしまわないかという危惧です。ですから、書き方だけだと思います。

吉川座長 わかりました。

北本専門委員 もう一点よろしいですか。

吉川座長 はい。

北本専門委員 これは、15ページの真ん中ほどに書かれているE L I S Aテストの最後の3行の「見直し後」というところから、 と考えられるというところの文章のロジックがわかりにくいんです。

吉川座長 これは山内委員から来た部分かな、多分そうだと思います。この間議論したときにはなかったですね。

山内専門委員 20か月以下の検査陽性例は見つかっていないという事実があります。でも21か月で見ついている。21か月のは検出限界にほぼ近いんだろうと考えた場合に、それはほかの英国なんかの実験成績から行けば、1 m i . c L D 50 ぐらいであろうと。21か月でそれぐらいのものが蓄積しているとすれば、仮に20か月以下で見つかるものも同じぐらいの蓄積量と考えたらいいのではなからうかということなんです。

北本専門委員 そこでロジックとしてわかりにくかったのは「2003年7月生まれ以降」というのと、それから「現時点」という言葉なんです。一番最初に「現時点で20ヶ月齢以下となる2003年7月以降」という表現ですね。今、考えると2003年7月以降というのは20か月以下だから、2003年7月生まれ云々というのをやめて、20か月以下というので統一していただくと、ロジックとしては非常にわかりやすい。

山内専門委員 この「現時点で」は、たしか山本委員の方の原案で、私は後の方を付け加えたんだと思いますが、確かに私も「現時点で」は入れる必要はないと思います。

山本専門委員 これは、今、2005年3月の時点で判定するというので、この書き方をずっと続けているものですから、20か月齢以下ということでわかりやすく表現しても間違いではないと思います。

山内専門委員 16ページの表の1について2、3あるんですが、これは例えば生体牛の場合ですと、上から3つ目のカラム、これが感染率と蓄積量というふうに分かれている。これは私はこういう格好でやるべきだろうと思います。その上の国産飼料規制は「無視できる～非常に低い」という幾つかの幅があるんです。今、ピッシングの方を北本委員が問題にされましたが、ピッシングに関しても「無視できる」ということから「低い」というところまで入っているんです。こういったのは、委員みんなが同じ意見になるか、それとも違って来るか、違ってくれば複数で書かざるを得ないんじゃないかというふうに思います。それと、1つ間違っていると思いますのは、と畜検査のところで、E L I S Aテスト、検査陽性率、右へ行って全頭検査は「非常に低い」、21か月以上の検査は、非常に低いで

はなくて、検査していない。ですから、マイナスというか、やっていないということですね。汚染量は全頭検査の場合は当然SRM除去も含めて「無視できる」のところに来ると思いますが、この汚染量というのは、実際には生体牛での蓄積量が反映されてきて、それにBSE検査とSRM除去等の安全対策が加わった結果だから無視できるというふうにしていいと思うんですが、21か月以上の検査という場合に、生体牛では蓄積量は低いと、仮に1 mi.c.LD50 と言え、これは低いと判断するのが妥当ではないかと思いますが、そうしたら、それに関して、それが更に今度は検査をしていないわけですから、これを無視できると考えるのか、それとも非常に低いと考えるのか、この辺もやはりどちらになるかという点が各委員で見解が違ってくるのではないかというふうに思います。そういった形で、皆同じ見解になれば勿論いいんですが、違って来た場合には、違った形、併記をするというような作業が必要であろうと考えています。

吉川座長 確かに、21か月以上の検査の方の項目の検査陽性率のところは、20か月で線引きをしたときには確かに検査しないですね。それから、汚染量に関して、1 mi.c.LD50をどの程度と考えるかというのは、委員の中で多少「無視できる～非常に低い」という意見が分かれるかもしれません。基本的には、最初に山本委員が言ったように、食肉への最終的なマトリックスの汚染度と生体牛における蓄積度の総合評価で行くわけで、検査そのものがこういう範囲であったとして、当然それにSRMの除去その他が全部つながるわけですから、総合評価としてどこの範囲に入るかと。できれば、総合評価カラムが1個あった方がいいのかもしれませんが。そうでないと、個々のはそうであるけれども、それを全体のマトリックスとしてまとめた最後の評価としてどうなんだというのがあった方がわかりやすいですね。

山内専門委員 その点を最初の全体のところで提案したんです。

吉川座長 わかりました。どうぞ。

甲斐(知)専門委員 15ページの先ほどのELISAテストの最後の3行の一番最後のところなんですけれども「現時点で」から最後までずっと行きまして、その蓄積量は1 mi.c.LD50 検出限界と考えられるというふうに書いてあります。これはELISAテストの現時点での検出限界なので、蓄積量と検出限界との間に、現在の検査法ではというふうに入れた方がいいと思います。すなわち、この感度が例えば10倍ぐらい上がれば、それは検出限界以内に入ってしまうわけですし、今の段階でもELISAテストをやっていて、10%ぐらいのパルス・ネガティブ・ポジティブのところはウェスタンに回しているわけですね。だから引っかかっているわけですので、これが最近言われている新しい方法ができて、少しでも感度が上がると、また変わってきってしまうと思うので、現在の検出法では検出限界であるというふうと考えられるというふうに入れていただいたらいいかと思います。

北本専門委員 甲斐先生、恐らくその上に括弧づけで「現在のELISA試験の検出感度は」というふうに書かれていますので。

吉川座長 わかりました。ほかにございますか。

甲斐(知)専門委員 もう一点、14ページなんですけれども、SRM除去のところなんですけれども、その次に脊髄組織の飛散防止とか、いろいろありますね。SRM除去の2行目の「2005年3月の時点で全てのと畜場で実施され、感染価の99.4%が除去されていると考えられる」と。これはSRMが100%除かれていると仮定した場合に、99.4%が除去されるということですね。これだけでしたらいいんですけれども、その下に除去される割合について永遠と述べておられますので、ここも過程を入れた方がいいんじゃないかと思いました。つまり、SRMが100%除かれているとすれば、感染価の99.4%が除去されていると考えられる。そうした方が正確だと思います。

吉川座長 ほかに、既に各論に入っていますけれども、項目に関して、私も非常にわかりやすいいいものだなと、私は割合数字にこだわるものだったので、こういう評価もあるかという感じを受けましたけれども、どなたかございますか。

甲斐(知)専門委員 もう一つだけ、17ページの検査陽性牛の例の2行目なんですけれども、これは先ほど山内委員の言われた表の書き方と関連してきてしまいますけれども「2003年7月以降に生まれた牛の生体牛におけるBSE蓄積度は無視できる程度」と書いてありますけれども、表によると、現時点の表でも無視できるから非常に少ないと幅をもって書いているので、これは今後の表のまとめ方によって、ここの書き方もどうするかということを行わなければいけないと思います。できる程度というのを、蓄積度、汚染量、無視できるから非常に低いというふうに表の方では幅がありますね。ですから、表と併せて書いたらそこも幅を持たせなければいけないし、先ほど山内委員もおっしゃられたように、その議論をするのであれば、その書き方に変えるとか、総合的な書き方になっていますので。

吉川座長 わかりました。整合性を持たせるという意味ですね。1マウスの脳内摂取でLD50値という単位をリスクとして無視できるか、非常に低いと、ある意味では評価が多少分かれたということであれば、そのように本文の方にも記載するということですね。

山本専門委員 判定を量的には1m.i.c.LD50ユニットというものがあるかもしれないんですけれども、判定の最初に汚染の率、これを考えていただかないと、それが何千万頭やった中での1頭にそういうことが起こるということであればどうなのかということですね。ですから、汚染はある量起こるかもしれないけれども、そこを確率として加味しないと、最終判定は全く別のものになってしまうというか、非常に危険と考える方が増えるかもしれないし、汚染率を高いと考える人は、もう少し最終判定として程度を上げていく人もいるかもしれません。ですから、その両方を考慮していただきたいということで、汚染率、汚染量というものを示しております。

吉川座長 それは、このカラムに関する限りは、もしそう書いたらELISAテストで、20か月に線引きしたときの逃れる汚染度であれば今のでいいんですけれども、ここは汚染率と汚染量に分けて書いてあるから、だから汚染率は非常に低いけれども実際にはしないということになる。こちらは、もしものすごく低い率ではあるが、それがかかったとき

の量として無視できるから非常に低いのかという 1 m i . c . L D 50 どう考えるかという議論です。

山本専門委員 失礼しました。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 参考資料 3 の 11 ページ、前回の委員会に提出された表なんですが、これがさっき私が提案したまとめの基の形になると思うんですが、これがちょっとややこしいので、これについて生体牛と食肉のそれぞれの蓄積度、汚染度、この表をできれば事務局でちょっとつくってもらえれば、それで今配ってもらえれば、簡単な表ですから、それに基づいて議論した方が私はわかりいいんじゃないかと。表 1 で議論していると、表 1 というのは、このまま蓄積度とか、汚染度に関する結論にはつながっていないので、これを基にして蓄積度と汚染度を推定しようとしているわけです。ですから、そんなに時間がかからずできると思うので、事務局につくっていただいたらどうでしょうか。

山本専門委員 山内先生がおっしゃるのは、シナリオ 1 と 2 と上と下に分けているからわかりにくいということで、これを 0 ~ 20 の部分までを上の段を使って、下の段も 0 ~ 20 のところを上に乗せて書けばいいと、そういうことをおっしゃっているわけですね。

山内専門委員 そうです。

梅田課長補佐 山内先生から当初、前回の議論を踏まえて、この表と今回提出された表を検討の過程の中でおつくりいただいていたんですけれども、最終的に 1 つにまとめたものでいいんじゃないかということでお配りしたんですけれども、その過程の表を、今、確認します。

吉川座長 わかりました。11 ページのこの前の問題で、21 ~ 36 か月、それを挟むとわかりにくくなるから 2 つにしようということから次に線引きをした場合と、しない場合の差がわかればいいんだということでここに来て、結論は、さっき言ったように大まとめをすれば、3 . 1 . 3 の 11 ページのような格好になるんですけれども、その中身を細かく侵入リスクから始めてどういうふうに評価したかというのが、表 1 になっているんです。だから、さっきちょっと出たように、これに総合評価的なものをもう一個カラムを用いていけば、それが多分 3 . 1 . 3 のシナリオ 1 のあれにオーバーラップしてきて総合評価に入っていると、多分それで問題ないと思います。

山内専門委員 表としては、とても簡単な表になります。

吉川座長 今ちょっと事務局の方で前の整理をしてもらっています。ほかに定性に関してありますか。どうぞ。

堀内専門委員 2 点あるんですけれども、1 点目は 13 ページの真ん中に「死亡牛の検査」という項目がありまして、そこをずっと文章を読んでいって、1 つ行が空いて「疑似患畜及び死亡牛の検査から、日本における B S E の感染はそれほど進んでいなかったと考えられる」という文言があるんですけれども、その直上にも「死亡牛検査の開始の遅れが、我が国の B S E 汚染状況の把握を困難にしていた」と、実は導入のところにも同じようなこ

とが書かれているんです。ですから「疑似患畜及び死亡牛の検査から、日本におけるBSEの」云々というのは、ちょっと矛盾が生じるので削除するべきだと思います。

山本専門委員 失礼いたしました。これは「死亡牛の検査の開始の遅れが」という一文は、佐多先生の御意見で、それを挿入してあるために整合性が取れなくなっているという状況なので、これは文言を検討しないといけません。しかしながら、全体的な評価としての程度進んでいたのかというのを考える必要もあるかと思えます。この場合、評価としては、最初に考えていたのは、そういうことがあったとしても、遅れがあって、なかなか全体像を把握されていないわけですけれども、判断としてはBSEの感染がそれほど進んでいたとは考えにくいというふうに結論づけているわけです。

富澤評価調整官 佐多先生の方から直接伺ったので、先生に申し上げていなかったんですけれども、死亡牛検査については、前から北本先生を始め、多くの先生から開始が遅れていたということで、前の部分の論点メモ、山内先生につくっていただいたところにも書いてあるんですけれども、この部分にもきちんと記載した方がいいんじゃないかということですので、いずれ括弧にするか何かをして、例えばそれほど進んでいなかったと考えられる。括弧して、ただし遅れが困難にしていたということは事実であると、そういうような書き方にさせていただくか、整理していただければいいんじゃないかと思えます。

吉川座長 端的に言えば、疑似患畜716頭分の0と、死亡牛は不十分なところはあるが、14万分の3というものをどういうふうに評価するかの問題になります。これをもってそれほど進んでいなかったという人もいるし、いや結構行っていたというふうに意見が分かれるなら、そういうふうに意見を書くということ。

北本専門委員 もう一つ、調査は不完全であると。

吉川座長 それは書いてありまして、困難にしていたと。だから、困難にしていた上で、それを委員としてどう考えるのか。わかりませんというのも1つかもしれませんが、もし考えるなら上の2つを受けてきて、要は疑似患畜の検査と死亡牛の検査に関しての評価の基準というか、自分たちがどう考えるかということをお前回問われたわけで、それで厚労省の方から今までの死亡牛の全データと、と畜場、農水省から、それから疑似患畜のデータが出てきたので、それをどう考えますかと。ここには「日本におけるBSEの感染はそれほど進んでいなかったと考えられる」という結論になっているけれども、それでいいんですかという議論だと思います。

北本専門委員 オリジナルの堀内先生の意見に私は賛成です。この間の文章を取るべきだと思います。

吉川座長 要するに、ほとんど進んでいなかったと考えられるというのは、今、結論出すのは無理だと、そういうことです。

山内専門委員 私も同じです。

堀内専門委員 もう一点よろしいですか。

吉川座長 ちょっと待ってください。今の結論を、どうですか、やはりここは2行削除

しておいた方がいいですか。小野寺委員、意見ありますか。私は疑似患畜のは、こんなものなのかなと。

小野寺専門委員 これは、それほど進んでいなかったというのは、かなり抽象的な言葉で、それに関してどうかと言われるのは難しいところです。

吉川座長 そういうふうに言うなら、EUと比べてとか、何か比較がないと何を基準にどう評価したかと。

小野寺専門委員 だから、何を基準に進んでいたか、進んでいなかったかという原点が入っていないので、これはかなり抽象的に意見で。ただ、これは農水省の資料2の説明は後であるのでしょうか、私はそこで言おうかと思っていたんですけども、ないんだったら、資料2でちょっとしゃべってもいいんですけども、資料2に一応結論として、下から10行目ぐらいですか。

吉川座長 わかりました。資料2の第21回の提出資料衛生管理課から出されたものですね。

小野寺専門委員 そういうことです。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 死亡牛の陽性率はEUの36.2倍に対して、日本が8.4倍と30か月で一応推計値では3.8倍となっていると、こう書いてあるわけです。恐らくこれを論拠にして、日本のBSEの感染はそう進んでいなかったと考えられると言っているんでしょうと私は理解するんですけども、またこれはEU36.2というのは、極めてEU全体の数字で、国によって、これの実際の基のデータは事務局に渡してあるんですけども、アイルランドは56倍だと、それで一応ドイツとか、確かフランスは20倍ぐらいですか、それでイタリアが6倍だと、EU各国、これは2001年のデータですけども、そういうのが表としてあるわけです。それは当然農水省は持っているはずで、一緒に出した方がいいんじゃないかと言ったんですけども、ただ間に合わなかったみたいで、そうすると何に比べてというのが、ちょっとわからないんですけども、少なくとも2001年の1年間のデータと2004年の1年間のデータですか、そういうのを比較すれば、日本におけるBSEの感染はEU並みであると言ってもいいのかと。それほど進んでいなかったというのは、ちょっとわからないと。削っても構わないですけども、要するに一般的に何と比較するかというのは、要するにその程度であるということです。

梅田課長補佐 座長、よろしいでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

梅田課長補佐 今回、追加で農水省の方から提出していただいております資料の2につきまして、今の議論に対してどのぐらいもの言うことができるのかも含めて、若干農水省の方から御説明いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

吉川座長 いいですか、ではちょっと説明していただきます。

農林水産省 では、簡単に説明いたします。資料2でございます。前回、北本委員の方

から死亡牛、漏れがないのかとか、いろいろ御意見をいただいたものですから、私どもの方で整理いたしました。それで、死亡牛の検査頭数、別紙3のとおり、死亡牛の経緯とか、いろいろ整理はしているんですけども、平成8年にいわゆるBSEがヒトへ感染するおそれがあるということを踏まえて、家畜伝染病予防法上の法定伝染病という整理がなされて、それから大体8年～12年度までは、200頭から300頭のサーベイランス検査が行われております。これはBSEのサーベイランスとして、日本の母数からすれば、OIEの基準では、これぐらいやっておけばいいという基準だったわけですね。この量が多いとか、少ないとかは別として、別に遅れていたとか、そういう認識は当時はなかったと、今、思えばというのはいろいろあるでしょうけれども、それは言い訳になります。平成13年からはヨーロッパにおける世界的に簡易検査が普及したこともあって、プリオニクステストを導入して、アクティブサーベイランスを開始し、平成13年には1,169頭、この中でアクティブサーベイランスの過程で第1例目が見つかったという経緯がございます。14年は更に頭数を増やして、4,500頭を目標にしたんですけども4,300頭でした。更に、今度BSE対策特別措置法ができて、24か月齢以上は、とにかく死亡牛を全頭検査しますということが決まって、平成15年から開始が始まって、それで別紙2のとおり、死亡牛の検査というのは、都道府県の検査施設が整わないと、採材する施設をまた整えて、そこでリスク牛もきちんと保管、管理できるような体制を整えて初めて可能になるわけでございます。それで別紙2にあるとおり、都道府県によって開始の月がいろいろ温度差はあったんですけども、平成16年の4月からは全県で始まっております。相当数の牛の量を抱える北海道においては、完全実施は間に合わなかったけれども、平成15年の5月からリスク牛だけはきちんとやろうと。例えば平成8年生まれとか、あとは神経症状を呈して死んだものとか、こういうものについてはきちんとフォローしていきますということで開始されております。その結果、平成15年度で、死亡牛を本年度3月までやれば、大体24か月齢以上の死亡牛で10万頭ぐらい出ると思いますが、15年でそのうちの半分は検査できているという状況です。1枚目に戻っていただきまして、検査頭数は別紙3のとおり、そういう実績でもって対応しておりまして、漏れはないかということですけども、これは特別措置法に基づいて届出及び検査が義務づけられておりまして、その施行の際には地方自治体とか、関係機関に周知して、現在、検査に漏れはないというふうに考えております。4番で、EUと日本のと畜場検査なり、死亡牛検査の比較を行ったのが別紙の5でございます。今、小野寺先生からもちょっと説明いただいたんですけども、EUは死亡牛のサーベイランス。

梅田課長補佐 資料の2の後ろから3枚目が別紙の5になっております。

農林水産省 7ページになります。国産のBSEの陽性率を比べてみましたら、24か月齢以上の死亡牛検査は、これまで日本で蓄積してきたデータの中で13万5,000頭という母数のうち、陽性が3頭です。陽性率は0.002%であります。一方、下のEUに行ってくださいと、EU24か月齢以上の死亡牛を検査しているわけです。260万頭、母数のサ

イズが全然違うといえればそれまでかもしれませんが、その中で陽性が約 3,000 頭いて、陽性率は 0.1 % ということで、陽性率の違いに格段の差があるのではないかと。と畜場の検査においても、これは 30 か月齢以上を EU で行われていますので、同じ 30 か月齢以上というふうに条件をそろえて計算した場合には、日本では 0.0005 というサイズの陽性率であります。EU でのと畜場の陽性率というのは 0.0003 ですから、陽性率のスケールが違いますが、そういうことをここで表現しているわけです。ですから、EU と比べた場合に、これまで蓄積したデータの量が多いとか、少ないという議論を別として、今まで持っていた数字からすれば、汚染度は低いのではないかとということ、ここで表現させていただいたわけです。以上です。

吉川座長 ありがとうございます。小野寺委員、特にいいですか。

小野寺専門委員 例えば、大体スペインとか、その辺ではイタリアとよく似ているねというぐらいに私は見ていたんですけども。

堀内専門委員 私が申し上げたかったことは、この修正案の 9 ページの「② B S E 検査」というところ。ちょうど真ん中からちょっと下辺りですね。ここに上から 3 行目に「死亡牛の検査体制の構築が遅れたことにより、我が国の B S E 汚染状況の把握が困難となり、結果的に今回のリスク評価に大きな影響を与えた」と。似たような文言は、中間評価のところにも入っているわけです。ですから、今何をやっているかではなくて、やはりその 2001 年の 10 月なら 10 月からの死亡牛の検査というのをできなかったというところが、今回のリスク評価に大きな影響を与えているということは、もう今までの議論の中で、この会でコンセンサスを得られていることですので、それに対するロジックの矛盾があるから削除した方がいいのではないかと。もう既に、ここでコンセンサスを得られていることを何回も繰り返す必要が、私はないのではないかと、そういうことを申し上げたかったんです。今、行われていることがきちんと行われているというのは、よくわかっていることなんですけれども、それ以前の前提のところの問題があったということ、申し上げたかったんです。

吉川座長 2001 年のと畜場の全頭検査の裏側にあったものが、死亡牛の検査が進まなかったということに関しては、堀内委員の言ったように、もう何度も言い尽くしてきていて、それはその困難にしていたまでの文章で述べられていて、今、農水省の方で、さはさりながら、ここまでデータが集まってきたものをどう評価するかという考えで、確かに 2005 年の時点での施策をやるときに、まだそれでも、これはやはりこの頭数で比較すること自身が、ほかのもそうですけれども、結構厳しいと考えれば、確かにここまでの頭数でこれだけの差があれば、それなりの考えを取るかということ、問われているんだと思うんですけれども。と畜牛の比率が低く、死亡牛の比率が低ければ、汚染は EU 並ではなかったという結論になってもいいのかな。

北本専門委員 もうこれ以上、この議題を長くする必要はないと思うんですね。この 2 行の文章を取れば、すっきりするのではないのでしょうか。むしろこだわっているのは、座

長ではないかなと。

吉川座長 いや、私は全然こだわっていないんですけれども。

北本専門委員 では、取ることを提案します。

吉川座長 わかりました。小野寺委員、いいですか。

小野寺専門委員 結構です。

吉川座長 では、これは取りましょう。別にそんなにこだわる必要は、私もないと思います。

横山専門委員 1ついいですか。私も今回の話の中では、この2文は論理的に言えないことだろうと思うんですけれども、今、斃死牛検査が全頭規模で24か月以上をやられているということも非常に事実であると。この何頭やっているという数字ではなくて、ちょうどこれから1年経つわけですけれども、年齢構成で、例えば、もう平成8年生まれのものが今8歳、9歳ぐらいになっているわけですね。その検査頭数が何頭あって、その当時、母集団としてどのぐらいそのときに生まれた牛がいたんだろうと。それがそのまま通常の畜産の形態にのっとって更新されているかどうかは、また別問題ですけれども、その中の8歳に関する牛は何頭調べた中で、例えば、1頭見つかった。または9歳、10歳に関しては、来年、再来年、残っている牛の中でどうだったという数字をもって、今の国内の平成8年当時の汚染状況が、ひょっとしたら推定はできるかもしれないというふうなことは、それは是非、農水の方をお願いしたいというふうに思いますけれども。

吉川座長 貴重な意見、ありがとうございました。多分データは潜伏期の長さを考えると、さかのぼって出てくる格好になりますから、委員会としては、かつてこうだったという文句で止めないで、新しいデータが出れば、それに基づいて、またリスク評価を再検討していくということは、いつも姿勢として必要だろうと思いますけれども、ここに関して、2行削除ということでもいいですね。もう一つありましたか。

堀内専門委員 では、時間が押しているなので、ちょっと簡単に。全く同じようなロジックの問題なんですけれども、侵入リスクのところ、実際にページを申し上げた方がいいと思うんですが、8ページの主な論点のところ。「飼料規制の実効性」というところの上から4行目ですか。そこに「この推定によれば、配合飼料の原料となる飼料穀物等濃厚飼料の90%は輸入に依存している。国際的なBSE汚染の実態は不明であり、肉骨粉の混入した飼料の輸入を防止しうるか否かについては、予断を許すことができず、何らかの措置が必要である」。これと同じようなことが、もう一か所にも書かれております。12ページの飼料規制というところの真ん中辺りに「一方、輸入飼料については」という文章の最後の2行になります。「配合飼料の原料の多くは輸入に依存し、または国際的なBSE汚染の実態を把握しきれていないため、今後」、この「今後」が重要になってくると思うんです。「届出事項として、配混合飼料等の原材料が追加されることとしている」という、普通に侵入リスクとして、この外国で調合されてしまった飼料なり云々がまだはっきりしていないということをこの本文では言っているように、私は理解しているんですけれども、

そうすると表1のところに、侵入リスクが本当に無視できるとしてしまって、この本文のロジックが成り立つんだろうかというところをちょっと確認したかったということです。16ページの表1の「侵入リスク」は、「生体牛」「肉骨粉」「動物性油脂」を3つ挙げて、無視できると。それは本文中から、そのようにくみ取れるんですけども、外国由来の配合飼料について、そういう項目がこの表にはないんですが、そこが無視できるだろうかというところをちょっと疑問に思ったので発現させていただきました。

吉川座長 16ページの「国産飼料規制」「遵守度」「交差汚染」、もう一つの項目のポツの「輸入飼料規制」、併せて「無視できる」「非常に低い」ということについての評価の根拠は何だということですね。

山内専門委員 この輸入飼料規制の項目を付け加えるようにコメントをしたのは、私ですけれども、そのときに別々に評価をするように言ったつもりなんですが、ここでは一緒になってしまっているんです。ですから、国産飼料規制に関して、例えば「無視できる～非常に低い」というのがあって、輸入飼料規制の場合はどうかと。この場合には、多分不明となるのか、それとも非常に低いというふうになるのか、やはりここに評価を入れなければいけないと思います。これは一緒にしたらまずい。これは私は多分不明ということになると思うんです。ですから、全頭検査の場合も21か月以上の検査の場合も、ここは不明というのが、たしか私はそういうふうに書いて送ったつもりなんですが。

堀内専門委員 そのようにしていただければ、非常に本文との整合性が付いて、はっきりするように思います。

吉川座長 ここは別にそのようにしていただければではなくて、ここはリスク評価する委員会ですから、それでいいんだろうかどうだろうかという議論で、それでいいというのなら、そういうふうにするればいいと思います。

甲斐（知）専門委員 私も本文中に現在、輸入に依存している混合飼料の実態を把握していなくて、今後、届出制度にするというふうに書いてあるんですから、本文との整合性の意味でも不明でいいと思います。

吉川座長 ここは農水省側から説明は何かありますか。ないですか。いいですか。手短かにお願いします。現在でも把握できていないのか、それとも把握しているかできていないか。できているなら、いつから把握したのか。それがわかれば、ここは要はキーポイントは2003年7月1日以降の生まれの牛についてのリスクをしているわけで、そのポイントだけわかればいいです。

農林水産省② ちょっと飼料のことにつきましては、非常に中身が難しいので、従来からも御説明させていただいた中で、当方の説明が若干不十分で、なかなか御理解いただいていない部分があるのかと思ひまして、申し訳ないと思います。飼料につきましては、国産輸入という、今、分け方という話がございましたが、大きな問題としまして、国内で生産されておりますような飼料につきましては、大部分が輸入原料から製造されているという、この部分がございまして、純国内産、輸入の原料で国内で生産される国内飼料、全

く海外で製造されて国内に入ってきますようなもの、この3つの区分ということがあるということをもまず大事なポイントだと思っております。特に当方で今回諮問いたしました文書の中でも申しておりますように、従来国内の生産、製造、輸入ものについては肉骨粉と、こういった分につきましては規制ということをしてきておるわけですが、輸入される製造された飼料、この部分についての監視ということにつきましては、行き届いてないということが事実であるという問題意識を持っています。

吉川座長 わかりました。では、ここは不明ですね。しょうがないですね。ほかに評価のしょうがないということですね。

北本専門委員 国産飼料規制のところにも入るとのことですか。

山内専門委員 国際飼料の場合もそうですね。不明ということになってしまう。

農林水産省② 済みません。ちょっともう一度御質問の方をお願いいただけますでしょうか。

吉川座長 少なくとも、海外製造飼料に関しては把握できないということと、今、質問の出たのは、では、国内飼料は把握できるのかできないのか。

農林水産省③ まず、純国内産、輸入の穀物を使った国内産の飼料については、穀物の中に肉骨粉の混入ということがあるということがあれば別ですけれども、全く基本的にありませんので、99%は国産あるいは国産の飼料でございます。これについては把握できております。残りの1%に満たない数量が輸入の配合混合飼料でございます。これについて、把握できていないということでございます。ですから、そのうちのごく輸入配混合飼料の中の全体に1%に満たない数量が、輸入配混合飼料になっているということでございます。

山内専門委員 この間の説明では、飼料原料の90%は輸入に依存しているということだったと思うんですが、その説明と今の説明とはどう違うんですか。

農林水産省③ 飼料原料は、99%は国内で配合もしくは混合されたものでございます。その飼料原料としての、いわゆる穀物部分ですね。その国内で生産された飼料の穀物は90%以上が輸入であるということでございます。ですから、その穀物の中に動物性たんぱく質が含まれていないということを考えれば、そこについては国内で把握できていると考えていただければいいと思います。ですから、残りは1%に満たない部分がフルセットで入ってくるものでございますので。

吉川座長 要するに、飼料の中に植物性飼料と動物性飼料があって、植物性飼料の90%は海外から依存しているけれども、動物性飼料についてはそうではないと。国産でやっていると。ただし、とって1%だけは、既にでき上がってしまったものが入っているということですか。済みません。みんなデスクワークの方々なので、現場が全くわからないでリスク評価しているんですよ。

農林水産省④ 国内で製造供給されている配合飼料は、約2,400万トンあります。その原料となるトウモロコシとか大豆とか、そういう単身のもの9割は輸入に依存していると。99.5%は、それを原料として国内で配合飼料として混ぜている。そこは食物性の原料

と肉骨粉は混ざらないように、いろいろ飼料規制をしっかりと国内でやっている。当然、肉骨粉は輸入は禁止しているというものであります。したがって、国内で製造している配合飼料につきましては、かなりのフィードバークはできているというふうに考えています。今回諮問させていただきましては、外国で配合飼料、混合飼料となってしまう12万トン、全体の消費量の約0.5%について、水際のチェックはできておりませんから、その部分の原料の届出をさせて、こういったものが輸入配合混合飼料の中に入っているかという、原料を把握して、その検査を水際でやりましょうということを諮問させていただいています。

吉川座長 よくわかりました。ありがとうございます。ということです。

北本専門委員 それはいつから行われる予定なんですか。まだ行われていないということとは、2003年7月からというのは、全然行われていなかったわけですか。

吉川座長 そうですね。0.5%については、届出にしていらないということ。それを今回諮問で届出にしようということを問うてきたんです。

山内専門委員 それは12万トンですか。0.5%と12万トンは同じことですね。

吉川座長 そうです。

山内専門委員 そうすると、輸入配合飼料というふうに、これは書いた方がいいんですか。輸入飼料と。

吉川座長 そうですね。輸入飼料というと、さっきの90%の誤解が出るから、飼料全体の0.5%を占める輸入配合飼料12万トンをどう全体として評価するかという。

北本専門委員 不明です。

吉川座長 不明ですね。この項目として挙げるなら、そうなりますね。総合評価でないという。ほかにありますか。いいですか。ありがとうございました。山本委員、本当にありがとうございました。お礼申し上げます。それで、全体に戻りたいんですけども、実はこの目次を見ていただきたいんですけども、「はじめに」「経緯」「審議開始にいたるまでの主な議論」「『中間とりまとめ』案の座長代理一任後の検討の経緯」、4ページ、5ページ。ここまでは前回議論したもの、そのままです。「諮問内容に関する主な議論」。ここもヒアリングのことが書いていて、この間議論しました。あと「審議の基本方針」ということで、「はじめに」の中の項目は前回6ページまでについては議論しまして、その後、言葉の少し整合性チェンジは各委員の意見のものを取り入れました。目次を付けた方がいいという非常にプラクティカルな、いいサジェスチョンがあって、こういう格好にしました。2に関して「リスク評価に関する基本的な考え方」も、特に変わっておりません。7ページはそのままです。大きく変えたのは、8ページ以下の「主な論点」という、これが前回、諮問事項の見解の分析のところの最初に書いてあったんですけども、個々の分析はまた個々のデータで多少ダブるところがありますけれども、こういうふうにして分析したという見解になっていて、この主な論点のところは見解に入っていたんですけども、その後に関わる論点であって、定性だ、定量だ、そういうこととは関連なく、全体

に関わっているので、むしろこの基本的考え方の中の主な論点として、前に出した方がいいのではないかということで、中の文章はほとんどいじっていないんですけども、諮問3の「定性的リスク評価」の前に書いてあったものを基本的な考え方の方に移しました。これに関してはどうでしょうか。そうか。ごめんなさい。

梅田課長補佐 先ほど、表を配らせていただいていますので、また定性のところは議論を戻していただいて、お願いします。

吉川座長 わかりました。全体をもう一回読んでいただければわかると思うけれども、私としては、ここに主な論点として、3以降に関わることをヒアリングの後、基本的な考えとモデルをした後で載せておく方がわかりやすいと思うんで、異存がなければ、こういうレイアウトで行きたいと思うんですけども、いいですか。

山本専門委員 私も、その方がいいと思います。

吉川座長 では、そうします。それで、3から「諮問項目に関する評価と見解」ということで、今日、山本委員に紹介していただいて、かなりの議論を詰められたと思うんですけども、25ページまでですけども、先ほど事務局につくっていただいた、その15ページと書いてある、BSE検査月齢の見直しに伴う定性的リスク評価、「たたき台としての記入例」ということになっております。

山内専門委員 この表で、食肉へのBSEプリオン汚染。これは汚染率になっていますが、もともと16ページの表1で検査陽性率というふうになっています。そして、全頭検査の場合、無視できる。21か月齢以上の検査。これはなしと。無視できるではなくて、ここはやっていないと。汚染量のところでもって、これを評価するわけで、これが表1の方では「無視できる～非常に低い」というふうに書いてあります。これは表1にまず併せてまとめ、それで議論をしなければいけないと思います。

山本専門委員 ちょっと山内先生のおっしゃっていることはわかりにくいんですけども、これは最終的な判断の表なので。

吉川座長 だから、表1の後ろに付けよう。

山本専門委員 表1の後ろにこれが付くとわかりやすいのではないかとことです。

吉川座長 最初にそう言って、全体評価としてそれで行こう。

山内専門委員 なるほど。それでは、汚染率という表現はどういうふうに考えるんですか。

山本専門委員 ですから、最初に生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度ということで、表1の中にはございますね。それから、食肉へのBSEプリオンの汚染度ということで、それを最終的な判断として感染量、蓄積量、汚染率、汚染量と分けた状況で判断しようということで、最終的にこれをまとめの表という形で使ってはいかかと思っています。

吉川座長 だから、表1の縦カラムが今回は2つになって、上のカラムの生体牛におけるBSEプリオンの蓄積度というカラム。上の大項目ですね。下が食肉へのBSEプリオンの汚染度。それを細かく分けて分析してきたのが表1で、それを全部まとめて全体評価

として蓄積度に対して感染率と蓄積量、汚染度について汚染率と汚染量というマトリックスを組んだところの入ってくる範囲として、この2つの全頭検査と21か月以上の線引きについて、検査ありなしでこういう評価になるだろうということです。

山内専門委員 汚染率は検査陽性率にしてはだめなんですか。そちらの方が理解はしやすいと思います。

吉川座長 だから、と畜場検査、ELISAテストの検査陽性率、汚染量、トレーサビリティ、検査要請牛の排除、こういうものを総合評価した汚染率と汚染量ということで、どうなっているかというカラムとして、これをつくったということですね。

山本専門委員 そういうことです。

吉川座長 だから、マトリックスがそれぞれの項目について、細かいあったものをだんだんと大きな項目にまとめていて、最終的に変わるのか変わらないのかという評価を定性的にやろうというのが山本委員の考え方です。

山内専門委員 それはよくわかるんです。ただ、表1との整合性が、これはいろいろ途中でコメントが入ったから変わってきたんだと思うんですが、表1の食肉へのBSEプリオン汚染度というところを括弧して、汚染率、汚染量というふうにしていて、もう一方で、これはELISAの方に絞っているから、これは検査陽性率と。

吉川座長 そうです。その項目については、そういう格好になるけれども、全体としてマトリックスを組んだときにどうなるかというのが、この新しい表で、それを先ほどはもうカラムの横に付けてしまおうと。だけど、分けた方がわかりいいなら、こうなりますよということです。

山内専門委員 概念的に、ここは考えているということですね。総合評価で。わかりました。

甲斐（知）専門委員 こういうふうに全部まとめてしまいますと、全体的に「無視できる～非常に低い」とか、そういうのが多いので、大体を取って、その文言、最終的にはありとなしで全く変わらないというような形になっていきますけれども、この前にある表1で細かくやっていたときに、例えば、その汚染量を「無視できる～非常に低い」のところを、先ほど議論で*m.i.c.*LD50をどういうふうにするか。個々の方の意見があるだろうというようなことで、「無視できる～非常に低い」というような幅ができたんだと思いますけれども、これを全部まとめて無視できるにしまっていいのかというのは、やはり問題があるのではないかと思うんです。こういうまとめ方をするのであれば、表1をそのまま出して、その表1の解釈で非常に低いというのをどう取るかということだと思うんですが、まとめてしまうと、それは全見解として、それも含めて無視できるというふうに読めてしまうので、私はこういうまとめはしない方がいいのではないかと思います。

北本専門委員 私は、山内先生が最初に言われた、この表1を見ながら、ひょっとしたら、この各委員で見解が分かれるのではないかとこのところをちょっと集中的にまずディスカッションして、それで実際分かれるかもしれないし、実は意外に一致するかもしれない。

それで、甲斐先生の言われる、これが有効なのかどうか、最終的にまとめる必要があるのかどうかというふうに持っていった方が早いような気がするんです。まず個別にディスカッションして、ただ、個別にしているときは、我々はその20か月で検査する、しないの、本当に20か月以下の牛に関してディスカッションしているかということ、そうではない部分もありましたね。ですから、私はそこに絞って、その表1で細かく、先ほど山内先生が言われた、こことこことこは意見が分かれるのではないかということを集的にちょっとやっていただいた方が早いかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

吉川座長 私の知っている限り、この表1に関して、侵入リスク、飼料のところは先ほど、輸入配合飼料規制ということで、不明というカラムにすると。それから、BSEテストのところ、陽性率は非常に低いとしないになって、汚染量は無視できるに対して非常に低いというふうに理解したんですけれども、これに関して、それぞれ意見が分かるとすれば。

北本専門委員 そうではなくて、山内先生がピックアップされたじゃないですか。一等最初に。このカラムの中のこの辺りはディスカッションすべきだと。

吉川座長 山内先生、その項目というのはどれでしたか。

山内専門委員 それぞれ「無視できる」と「非常に低い」というところですが、結局は食肉のところの問題だと思っただけですね。食肉のところでは最終的に、私はこのまとめであっていいと思ったんですが、汚染率という概念的なものを今、提案されたわけですが、現実には検査していないんだから、ここのところはマイナスにして、そして汚染量のところは「無視できる～非常に低い」という、こういうふうな分け方が出てくる。これをどう考えるかということをお前は言いたかったんです。したがって、この表1で行けば、ELISAテスト、検査陽性率、これが全頭検査は非常に低い。21か月以上のところ。これはマイナスであると。やっていないと。汚染量のところは全頭検査は無視できると。21か月以上のところでは、無視できるという見解から非常に低いという見解まで分かれるのではないかということをお前が言ったつもりです。

山本専門委員 そうすると、ELISAテストのところだけです。

吉川座長 ほかにありますか。

山内専門委員 ELISAテストというか、要するに全体として考えていくんですが、具体的にはELISAテストのところ、この食肉への汚染のことを考えよう。それから、さっきやはり提案したんですが、と畜検査のところ、トレーサビリティ、検査陽性牛の排除というような、これはその他として、別に考えるべきであろうというふうに思います。したがって、と畜検査というところでもって、ここの食肉汚染というような考えで行っていいのではないかと思います。当然、SRM除去というのは、ここの評価の「無視できる」とか「非常に低い」というところには、みんな反映はしていきます。

吉川座長 わかりました。そうしたら、検査陽性率に関しては、既に私も先ほどそう言ったように、非常に低いとマイナス、あるいはしないという項目で、汚染量に関して全頭

検査を無視できる。私の書き取りでは、21 か月以上の検査は「非常に低い」ということになってはいますが、それでも、「無視できる～非常に低い」という幅があっても構わないと思うんですけれども、2つ、この項目について、いや私はそう思わないと、非常に大きいと、この評価は定性的におかしいという意見があったら聞きたいと。それから、ほかの項目についても、この評価は非常にナンセンスであるという項目があるなら、それを挙げていただきたいと思います。ありますか。

北本専門委員 トレーサビリティー、私も賛成です。挙げる必要はないような気がします。もう一つ、この検査陽性牛の排除というのは、これはどういう意味ですか。

吉川座長 トレーサビリティーを入れるというのは北本委員で、このモデルの排除を述べたのは山本委員だと思うんです。検査陽性牛の排除という項目を、モデルの中に入れて評価してくれと。最初のモデル評価の中の。それで、この項目をここにほうり込んだんですけれども、その他に入れた方がいいなら、私もその他に入れた方がいいと思います。

山内専門委員 私は余り記憶がないですね。

北本専門委員 恐らく、そういうふうに紋切り型で言われると、記憶ないですね、としか言いようがないですね。流れの中で意見を言っているつもりですので、議事録だけ読まれて、そういうふうに解釈されるというのは、ちょっと違うんじゃないかという気がします。

吉川座長 トレーサビリティーの重要性に関しては議論があって、それをどう評価するかというのは、実は定性評価を含めまして本当に難しかったんですよ。山本とやって。その他という項目に入れるなら、私もそれに決して異存は、今、聞いているのは、先ほど北本委員に言ったその項目の評価に対して、これでいいのか、それとも大きく違う項目があるのか、あるなら、その項目は何で、自分はどう考えるのかを言ってほしいと言っています。

北本専門委員 何か怒っておられるようなんですけれども、議論にならないような気がするんですけれども、私が今、聞いているのは、トレーサビリティーはその他でいいんじゃないでしょうかという意見を言って、それで検査陽性牛の排除というのは、どういう意味なんですかねというのが私の質問なんです。個々に聞いてくださいと言われましたので、非常に御立腹ならもうこの意見は。

吉川座長 それぞれの項目については、表1と前の説明で、私は議論をしてきたと信じていたんです。それにもかかわらず、もう一回この項目それぞれについて、その幅を含めてもう一回審議すると言うなら、その項目をどういうふうに審議しなければならないかを教えてくださいというふうに尋ねたわけです。それでは、ELISAテストについては、1つの問題として決めなければいけないと、そのほかの項目について、この定性評価に関してすごく自分は、実はこういう根拠で異論があるというのであれば、それを聞きたいというふうに尋ねたんです。

富澤評価調整官 事務局から恐縮なんですけれども、恐らく座長はやっていただいたと

いうふうに考えいらっちゃって、北本先生はそれを総括した形でまとめて、それでこの中で異論があるかないかということを確認したということで、恐らくお二人の先生、言っていることは同じではないかと思うので、進め方だけの問題だと思うんですけども。

北本専門委員 私は、単純に検査陽性牛の排除に関して、ちょっと質問していただければいいんですけども。

山本専門委員 検査陽性牛の排除は、やはりトレーサビリティと同様に、副次的に考えていかなければいけない事項ということになります。これは、2001年10月以降に検査実施要領でBSE検査を始めたんです。そこで排除されていることから、現時点で20か月齢以下の牛の、そういった検査で陽性となったものが肉骨粉として使用されて、それが20か月齢以下に影響を与えるかどうかと、そういう判定をしなければいけないということで、検査陽性牛の排除が適切に行われてきたということがリスクに関して、現在の20か月齢以下の牛のリスクに関してはどの程度かという判定をしているということです。ですから、その他という項目に分けて入れていただくのは別に構わないんです。

吉川座長 ありがとうございます。私もそれは納得です。

山内専門委員 今の説明だと、検査陽性牛の排除は、むしろ生体牛への汚染の問題、実際には国内での飼料規制とか、そっちの方に関わっていることであって、あえて検査陽性牛の排除を入れる必要は多分ないのではないかと。トレーサビリティに関しては月齢を確認するという意味で、副次的な効果はあると思います。

山本専門委員 今の私の説明では、一方の方しか説明していなかったように思います。ですから、肉骨粉として回る部分と、それから食肉として回る部分も同時にそれはないということを言いたかったわけです。

吉川座長 そういう点では、項目はその他でもいいんじゃないですか。前のモデルの中にトレーサビリティと陽性牛排除というカラムがあって、それをリスク評価の中に入れてくるということをしたものですから、ちょっと無理が出たかもしれませんが、私もその他という項目で、聞きたいのは、このカラムに関して1点だけです。そうすると、検査陽性率に関しては、非常に低いとマイナス、あるいはしないという項目で、これはだれも異存ないと思うので、汚染量に関して全頭検査が「無視できる」、21か月以上の検査に変えたときに「無視できる～非常に低い」でいいかどうかということですね。どうですか。そのぐらいの幅で割れると、あるいはそういう意見として集約されると。いいですか。では、そういうことで、ほかの項目で特にありますか、どうぞ。

横山専門委員 先ほど話題になった、スタンニングとピッシングもこの書きぶりでは問題が生じてくると思うんですけども、それに伴う肉の汚染ということであれば、非常に低いという書きぶりでもいいのかもしれませんが。

吉川座長 そうですね。どうぞ。

富澤評価調整官 局長からも言われましたが、14ページなんですけれども、先ほど北本先生がおっしゃられました、「無視できる～非常に低い」と書いてしまうと、多少いかが

なものかということなので、 を付けたいかがというお話でしたので、例えば、ただし一般的にピッシングの汚染率は無視できないため、29ページに書いてあるんですが、29ページのところの上から6行目を見ていただきますと、そのパラグラフの一番後ろのところに「今後さらに、具体的な目標を設定した実施計画を作成し、できる限り着実かつ速やかに実行する必要がある」ということが書いてございますので、この点を、恐縮ですが、また14ページに返っていただきまして、もう一度申し上げますと、先ほどの、ただし一般的にピッシングの汚染率は無視できないため、3.3に記載する適切な管理措置が必要であるというような注意書きを書けばいいというような御発言かと思うんですが、それでよろしいのかどうか御議論いただければと思います。

吉川座長 文章は分けるだけで、今の問題は、その文章の後ろの部分を取って、前の要するに汚染率としては、確率としては無視できない確率で、全頭検査をやるが、21か月以下にしようがあると、そのときのコンタミ量は少ないというふうに本文で書かれているものをこの表にまとめるときに、マトリックスを組んでどういう表現にするかと、これが横山委員の質問ですね。私もそう思います。あとの注釈はどこへ飛ばうと整合性を持たせたいと思うので。そうすると、汚染率としては無視できない、しかし、汚染量としては少ないというマトリックスの評価になっていて、それを全頭検査21か月以上の検査も同じに、ピッシングに関しては、同じ評価になると思うんですけれども、どうでしょうか。低いぐらいですか、あるいは無視できるから低いか、でも頻度が多いとすれば無視はできないね。すると、低いか、非常に低いから低いか、どうですか、どなたか御意見はございませんか。済みません、何となく官僚的な扱いで申し訳ありません。こういうことをやってはいけない。どうでしょうか。

北本専門委員 やはり、言葉として無視できるからというのが、無視できはしないんだから、やはりこれは非常に低いから低いという気がします。

吉川座長 ただ低いの方がいいですかね。

山本専門委員 私もそれで変更していただいて結構です。

吉川座長 では、ピッシングは非常に低いから低い、両方のカラムです。それからスタンニングに関して、これは更にデータが厳しいですけれども、汚染度は低いと考えられるという格好になっていて、どうでしょうか、低い方がいいですか。

山内専門委員 スタンニングは、非常に低いというよりか低いというか、難しいです。結局、これしか今は方法がないから使われているわけで、例えばEUの医薬品の方で行くと、カテゴリー2とか、カテゴリー3と言えば、日本はカテゴリー3の国になりますが、そういう国の牛由来の血液を医薬品に使うときは、スタンガンは使ってはいけないと。非侵襲性のスタンガン、もしくはそのほかのものにしなければいけないという規則があるくらいだから、やはりスタンニング自身のリスクというのは、ある程度は考えなければいけないんじゃないかと。そうすると、非常に低いから低いの間に、この辺のところだと思うんです。そこをどう考えるかは何とも言えないですね。私は低いと取っておいてもいいと

思います。

北本専門委員 私も賛成です。非常に低いから低いに間を取って、ピッシングと同じように扱っていいんじゃないかと思います。

吉川座長 ほかに御意見はございますか。

山内専門委員 今回のスタンニングは、私は論文を追加していますから、あれは60頭の牛について調べて、5頭で神経組織由来タンパクが検出されていると、かなりしっかりした論文ですので、やはりリスクはあり得るというふうに考えた方がいいと思います。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 スタンニングに関しては、いろいろ議論があって、それ以外の方法がないからということで、一応スタンニング、ピッシング同格ということでもいいのかなと思います。

吉川座長 では、スタンニングとピッシングについては非常に低いから低い、どちらのカラムも同じ評価になると。それでいいですかね。横山委員、いいですか。

横山専門委員 はい。

吉川座長 ほかにこのカラムに関してありますか。そうすると、ちょっと先ほどのものに戻って、総合評価的な表を付け加えるか、あるいはこのカラムに総合評価として入れてしまうか、また、わかりにくくなるという意見と、最初はやはりそうした方がいいという意見と、座長としても困っておるんですけども、そういうふうに総合評価をしようと言って持っていくけれども、総合評価をするとわからなくなるから、このまま表1で新しい表は付け加えないという案と、やはりこういう表を付け加えなくても、それぞれのカラムに総合評価としての、ここにあるような項目として、全体はこういう評価になりましたというカラムを付け加えて挙げるか。

山内専門委員 私が提案した責任上ですが、今までの議論をずっと聞いていきますと、この表1だけで十分に判断はできると。ただ、議論を進める段階では、今日つくっていただいたような表もあった方がいいんじゃないかというふうに考えたわけですが、もう事務局には大分御苦労をおかけしましたが、この表は特に使わなくてもいいと思います。

吉川座長 わかりました。ほかに御意見はございますか。どうぞ。

梅田課長補佐 事務的に確認させていただきますと、この表1の先ほどのトレーサビリティ、検査陽性牛の排除については、その他の項目をつくって、この表の中に残しておくということでしょうか。

吉川座長 残しておいてもいいんじゃないですか。最初の論点メモから始めて、トレーサビリティはかなり議論してきたと思いますし、ここで突然トレーサビリティがなくなる必要はないと思うんです。どうですか。

山本専門委員 私も残しておいていただきたいと思うんですけども。

山内専門委員 私は残す方がいいと思うんですが、その場合、15ページの項目分けを直す必要があると思うんです。その他が3.1.2.2.3になって、そしてその1つと

してトレーサビリティ、それから2番目が検査陽性牛というふうに変える必要があると思います。

吉川座長 そうですね。その他が3・1・2・2・3が入って、トレーサビリティが最後の2けたが2・2が3・1、陽性牛の排除が2・3が3・2になるということです。

山本専門委員 そうなりますと「以上のことから」を食肉の汚染だけの判断じゃないということで、検査陽性牛のところが入ってきますので、ここに「以上のことから、2003年7月以降生まれ」という一文をどこに持っていくかという上を持っていくことになりませんか。

山内専門委員 いや、表1についての見解を整理する作業は、まだやっていないと思うんです。結局、表1は全部羅列しただけの話であって、その見解が今の「以上のことから」ということにつながるような感じなんですけど、そこは実は議論していないところだと思います。

吉川座長 では、特に問題がなければ、表1はそういう形でまとめるとして、そうすると表1の定性評価の牛におけるBSEプリオン蓄積度、食肉へのBSEプリオン汚染度及びその他の全部の項目を含めて、定性的に評価した結果として、2007年7月生まれ以降の0～20か月齢の全頭検査と、21か月以上の検査について総合評価をどういうふうにするかということなんですけれども。忌憚のない御意見を伺いたいと思います。どうぞ。

山内専門委員 表1でもって、汚染量というところで、21か月以上の検査のところは「無視できる～非常に低い」というふうに幅があるわけですが、これが恐らくそれぞれ委員の間で見解が違って来るかもしれないんですが、私はやはり非常に低いというふうにみなすべきだろうと思いますし、そういう点でリスクが全く変わらないと言っていいかどうか。要するに、現実には非常に低いリスクというのは残っていくとすることができるんではないかというふうに思います。

吉川座長 ほかに、山本委員ありますか。

山本専門委員 20か月齢以下の牛に関する検査陽性率ということも、よく考えていただかないと、ある量の汚染は起こるかもしれませんが、それが何千万頭に1頭なのか、何百万頭に1頭なのかということで、大分変わってくるのではないのでしょうか。それで、総合評価的には相当低い形になると思っていますけれども。

山内専門委員 それはいいと思います。ですから、その両方の文言を書くのが見解ということになるんじゃないかと。確率としては極めて低いということを書くこと自身反対ではありません。むしろ書くべきであろうと思います。

吉川座長 どうぞ。

小野寺専門委員 結局、両論併記というのは、こういうリスク評価なんかでやるんでしょうか。まとめの問題ですけれども。

吉川座長 両論併記というのは。

小野寺専門委員 ですから、無視できるということと、非常に低いという意見と両方あっ

たというような言い方になりますね。

甲斐（知）専門委員 それは、定量的なものがデータとして足りなくてできないということを経験しているわけで、今できる定量的な評価を行える限界を示すということも見識だと思えますが、それはできないと最初に難しいと言っているわけですね。それで定性的に行うわけですから、それには幅があっても私はいいいと思います。無視できるとも言い切れないわけですので、「無視できる～非常に低い」とか、そういう幅があっても私はいいいと思います。

北本専門委員 その表現として、こうしてしまうと一人歩きするかもしれないんですけども、ELISAテストの検査の陽性率は非常に低いという評価をしたわけですね。

吉川座長 そうですね。

北本専門委員 その整合性からすれば、やはり汚染量といえども、非常に低いけれどもあるというのが、私は素直な感覚ではないかと思うんです。ですから「無視できる～非常に低い」というのは、非常に見識のある書き方ではないかなという気がするんです。

吉川座長 そうすると、総合的な評価として定性的な分析としては、確率としては極めて低いだろうと。それから、汚染量としても非常に少ないだろうと。しかし、ゼロではないわけで、見直しに当たって総合評価としては「無視できる～非常に低い」と、そういう判断でいいですか。

山内専門委員 低いという言い方と、リスクは変わらないという言い方と、どちらを取るかという点も。

吉川座長 リスクは無視できるというのは、総合判断ですが、リスクは変わらないと解釈したということで、非常に低いというのは、でもゼロではないという考えだということぐらいかと思えます。

山内専門委員 それから、これは最終的に結論のところも関わってくると思うんです。今、単に評価をしているだけで、それでは見直しをすることに関してどう考えるのかということまで言うわけですか。

吉川座長 それはいいんじゃないですか、どういうリスクになるということ返して、それを受け入れて施策を取るか取らないかはリスク管理の問題ですか、ここはそういうふうにしたときに、どういうリスクとして評価できるのかということ返せばいいわけであって。

山内専門委員 こちらの見解としては、何らかのことを言うことは、勿論いいわけですね。

山本専門委員 その必要はないんです。

甲斐（知）専門委員 言っただけではいけないんですか。つまり、出た数値に対して、それだけを返せということですか。それを読んで、諮問されているので、それに対する我々の意見を入れてはいけないということですか。

山本専門委員 いけないのではなくて、リスクがどう変わるかを聞かれているわけですから。

から、それに対するお答えをするだけで、したらこうなるということを返すだけなんです。ですから、21 か月齢の検査を、諮問内容をもう一回。

梅田課長補佐 措置を変更することに係る食品の健康影響評価について評価を依頼されたという整理でございます。

山本専門委員 ですから、措置が変化したことによって、そのリスクが上がるのか、変わらないのか、下がるのか、そこを返せばいいだけの話です。

甲斐(知)専門委員 その評価という言葉には、そのリスクが上がる、下がるというか、例えば非常に低い、それをどう読むかという意見を入れるところまで入れて評価じゃないですか。その意見は要らないということですか。

山内専門委員 この食品安全委員会ができたときに、リスク評価に関して、リスク評価にリスクコミュニケーションも反映させるということが入っているわけです。だけど、今の山本委員の意見だと、リスクコミュニケーションはもう完全に切り離して評価だけやればいいんだということですか。

山本専門委員 そういうことではありません。コミュニケーションというのは、その段階で情報を開示しながらやっているわけです。リスク評価をしている段階で。ですから、この状況もリスクコミュニケーションもやりながらやっているということなわけです。最終的な判断をする際に、リスク管理側がこの評価結果をもって最終判断をするわけですから、そのときに更にリスクコミュニケーションをやっていただかないとならないということなんです。ですから、我々が今この状況でリスクコミュニケーションをやりながらやっているかと判断しています。

吉川座長 私もそのように、山本委員と同じように理解をしていて、ここの透明性と情報公開性というのは、従来の審議会とは全く違って、そのままリスクコミュニケーションの場になっているというふうに理解しております。

山本専門委員 ただ、本来のリスクコミュニケーションですと、ここで会場からの意見というのが加わってくるということになりますので、今のところ言えば一方通行の情報開示ということにはなりませんね。

吉川座長 でも、実際には委員会に行った後。

山本専門委員 行った後で、情報がパブリック・コメントで求められるということですので、そこでリスクコミュニケーションということになると思います。

吉川座長 だから、やはりここはリスクの評価の答えを返す場であって、施策に対して取るべきである、取る必要はないという判断をする場ではないというふうに理解しています。

北本専門委員 元の議論に戻していいですか。汚染量のことなんですけれども、全頭検査の場合も、我々が一等最初にうたっていることは、今までやっていた検査には限界があると言っていたわけですね。ということからすると、全頭検査の場合も「無視できる～非常に低い」まで、言ってみればあるわけですね。

吉川座長　そうです。

北本専門委員　ですから、書きぶりとして、ここに「非常に低い」まで入れてしまうこともできるんだと。

小野寺専門委員　全頭検査の汚染量ですね。

北本専門委員　私は、科学的に言って、今までの議論を突き詰めていくと、やはりここは無視できるというふうに、完全にゼロリスクになるというふうな形ではなくて、我々のスタンディングポイントというのは、あくまでも検査というのは限界があるんだと。限界以下のものは見つけれないというところがスタンディングポイントなんですね。ですから、この汚染量を「無視できる～非常に低い」というふうに考えるのも1つの手かなと思います。

吉川座長　それは1つの意見だと思います。最初の書きぶりのときには、21か月以上であっても、検出限界以下の感染牛はいるよというコメントを書いたのに対して、場所が不適切でずれましたけれども、今、言われたとおり、21か月以上であっても感染牛で検出限界以下の牛は、リスクとしてはあるわけですから、そういう意味ではゼロではないというメッセージは必要だと思います。

北本専門委員　ですから、我々科学者の立場から言って、どうしても21か月以上の検査にした場合に、非常に低いというのはやはり外せないじゃないかと、そういう言葉があるとすれば、同じロジックとして全頭検査をやっても「非常に低い」というものは外せないんじゃないかと。

吉川座長　そうですね。やはりこれも「無視できる～非常に低い」、両カラム同じですね。そうした方がいいですね。わかりました。

北本専門委員　そうすると非常にすっきりします。

寺田委員長　それで非常にすっきりすると思います。失礼しました。

吉川座長　それでは、もう一回まとめのところで議論しなければならないと思うんですけども、総合評価、定性の方としては、確率としては極めて低いし、汚染量としても非常に少ないと。しかし、無視はできない。あるということは考えておかなければいけないと。総合的には「無視できる～非常に低い」という考えであると。それから、先ほどの表1の汚染量のところの全頭検査の方も「無視できる～非常に低い」と、21か月以上と同じ評価になるということです。どうぞ。

北本専門委員　それでは、恐らくその「非常に低い」ということの説明をちゃんと結論として出していくと。

吉川座長　そうですね。説明をしなければいけないと。

山本専門委員　そうなりますと、今度は21か月以上の検査だけでやっていった場合に、全頭検査をやっていたときと左右を比べていただきますと変化がないという結論でよろしいんですね。

吉川座長　でも「無視できる～非常に低い」は幅があるから、少しこっち寄り、少しこ

っち寄りというのはあるのかもしれないけれども、単純に字面で見れば同じになってしま
うけれどもいいかというのが、山本委員の質問なわけですね。

山本専門委員 それで変化しないと書くか、ほとんど変化しないと書くかは。

吉川座長 でも、検査陽性率は、非常に低いと検査しないですから、左右は同じではな
いですか。

山本専門委員 無視できるではなくて、非常に低いから。

吉川座長 それで、こっちは 21 か月以上の検査しないかマイナスというカラムになるか
ら。

山本専門委員 それを比べているわけです。

吉川座長 残りのカラムがみんな同じになるという。

山本専門委員 はい。

吉川座長 でも、それはそうだったんだから。

北本専門委員 ただ、私はそこでやはりコメントを入れるべきだと言ったのはそういう
意味です。これでぱっと左右比較していただければ、ほぼ変わらないと。ただ、そこには
温度差がちゃんとあるんだということをちゃんとコメントで表わせればいいんじゃないです
か。

吉川座長 そのニュアンスの差がある程度わかるように、総合評価のまとめのコメント
として残すということですね。

北本専門委員 はい。

吉川座長 はい、わかりました。どうぞ。

山内専門委員 今のような形でいいんですけども、例えば、この輸入配合飼料
規制のところ不明であるとか、その他、SRM除去に関しても、これから実施していく
いろんな対策があるわけですね、監視体制とか。そういったことを、コメントの中に何ら
かの形で付け加える必要があるのではないかと思います。

吉川座長 それに関しては、この間議論しなかったんですが、定量の後ろに、今は諮問
1 に対しての議論をやっているんですけども、諮問 2、3、4 に対して答えを返さない
とならないと。

山内専門委員 ただ、見直しの際に、安全確保とか安全を担保するという視点からい
くと、SRM除去の監視体制とか、いろんなものの改善がこれから行われようとしている
わけでしょう。そういったこともやはり重要であるということは、コメントとしては入れ
るべきではないんでしょうか。単純にここは評価だけで終えてしまうのか。それとも、評
価の見解だけであれば、結論の方での言う方がいいのかもしれないですけども、結論の
方に持っていった方がいいのかもしれないですね。

吉川座長 この後、この間議論していただいた定量があって、その後、実は諮問 2、3、
4 に対する、この間議論しなかった、前からつながっているところの、そういう意味でい
くと 3.3、28 ページから、SRM除去によるリスク低減効果に対する当委員会からの答

えという格好で、今までの分析と同じようなことがかなり長く書いてある。それから、3 . 4 は、次の項目の飼料規制に関する見解として書いてあって、それから研究の推進の4項目まで答えた上で結論に入るといふ格好になります。

山内専門委員 そうすると、結論のところ、定性的及び定量的評価の見解、それからその他もろもろの見解もひっくるめてそこで取り上げるという理解で。それは結構です。そういう形でやるのはいいと思います。

吉川座長 それでは、随分と時間をかけましたけれども、これは初めてだったから、非常に有意義だったと思いますし、何度も言いますが山本委員には、全責任を丸投げしてしまって、本当に申し訳ありませんでした。そうしたら、定量に関しては前回やりましたので、幾つか意見をいただいて、それに基づいて直したところもありますけれども、できれば先ほどの議論から外れていたほかの項目ですね。3 . 3、SRMによる、構造として入れ子みたいで、また新たに項目に答える格好にはなっておりますけれども。

山内専門委員 定量の方でもちょっと意見があるんですけども、いいですか。

吉川座長 はい。

山内専門委員 26 ページです。「リスク評価 - シナリオ - 2」というところです。これの4行目、全陽性牛の250分の1というのは、これはEUですね。これを基にして、日本での20か月以下での陽性になる可能性が、年間0.012ないし0.056と。これは、まず一つは、私はこういう数字が出ることが数字の一人歩きになるというけれども、実際にもう一人歩きを始めましたね。これはコメントです。言いたいのは、このEUの場合に、全陽性牛の250分の1で250という数字を使って計算していますが、日本の場合には11頭中2頭ですね。ですから、日本のデータを使えば、この数は今の0.012ないし0.056の単純計算すれば45倍になります。そうじゃないんですか。

吉川座長 そういう考え方もあります。否定はしません。11分の2という考え方も取れると思いますし、母集団の多さ、例えば何度もそういう議論をしましたけれども、1mgでも10分の1出るものをどう評価するか。定量評価の難しさは、やはり先ほどの定性のところにも幾つかあったけれども、母集団は一体幾つの中の、どの話をしているのかという議論が余りない。私としては、データの多さから考えて、EUの現時点で検査が続いていて、もっとその後のものも読めるようになってくれば、当然日本のデータを使うべきだと思うんですけども、現時点でそういう数字で後でどんどんと母集団が増えてきたときに見直せばいいという考えもありますね。

山内専門委員 ですから、やはりこういう1つの数字だけに絞るのではなくて、例えば日本の場合を計算するとこれの45倍であると。EUの場合を計算するとこうであると。それだけの幅を持たすなり、具体的にそういう事実を書けばいいんじゃないかと思うんです。余り断定的にこういう形をすることが問題だというふうに思います。

吉川座長 わかりました。

北本専門委員 ちょっと私、理解できなかったんですけども、11分の2というのは。

山内専門委員 と畜場検査において見つかった、陽性となった牛が 11 頭ですね。全部で 15 頭で、最初の 1 例は農場で見つかった、あとは死亡牛で 4 頭。

吉川座長 でも、20 か月以下はゼロなんです。

山内専門委員 21 と 23 と弱齢で言っているわけです。

北本専門委員 弱齢牛という書き方であれば、山内先生のおっしゃるとおりですけども、20 か月以下だと日本の場合はゼロになってしまいますね。

吉川座長 ゼロになってしまいます。でも、それは、この前の中間見直しで議論したように、21 か月以下は 1 頭もいなかったというところから議論が始まってきたわけです。

山内専門委員 でも、EU の場合には 30 か月以下ですね。

吉川座長 EU の場合は、結局データがないので、どのぐらいの頻度と考えたらいいのか、多分その率はものすごく低いだろうけれども、もし 20 か月以下でつかまるとすれば、どのぐらいの頻度と考えるべきか。それを、最もアクティブ・サーベイランスでたくさんデータを持っている EU のものに当てはめれば、3 歳以下のデータはないですから、3 歳よりは少ないとすればこうなるという考えを出すためであって、もし日本のデータを使うならそのとおりで 20 か月以下はゼロです。

山内専門委員 ただ、中間とりまとめで議論したように、21 か月齢とか 23 か月齢というのは、20 か月齢では検査をしてないというだけのことであって、検査をすれば見つかる可能性もあったわけだから、そういう点を考慮するかどうかということです。

吉川座長 確かに、数字の一人歩きはやはり避ける必要があることはそのとおりで、ただ低いと言っても、ではどのぐらい低いんだということがあって、現時点で母集団の多さとデータから見ると、EU のを使うのも 1 つの考えかと思ってここで入れて、でも論理からする北本委員の言うとおり、ここでリスク評価するものは、感染牛中の 20 か月と言うなら今までの検査で 1 頭も出ていないという、中間見直しでゼロから〇・何々頭モデルになります。わかりました。ちょっとそこは考えます。

北本専門委員 複数賛成です。そういう意味で言えば、最悪のシナリオまで入れて山内委員の言うように、11 分の 2 というもので計算した数字まで括弧して入れるべきかなと。

吉川座長 そういう考えもあると。

北本専門委員 私は、やはり数字の一人歩きをさせないためには、幾つか数字を挙げるというのが一番いいんじゃないですか。

吉川座長 わかりました。

小野寺専門委員 そうすると、24 か月齢までには 11 分の 2 という言い方になるわけですね。

吉川座長 わかりました。ほかに、急がせて申し訳わかりませんが、もしまた見終わって、多分御意見があれば事務局の方に送ってもらうとして、できれば次の諮問事項の「3.3. SRM 除去によるリスク低減効果に関する見解」のところから後を議論したいと思えます。これは、前から載っていたので皆さん読まれていると思うんです。「と畜・解体法

の実態」、繰り返しになる部分も結構ありますけれども、それから実地状況の検証、リスク評価に用いた部分とダブりますけれども、見解としてまとめた方がいいかと思います。それで、厚生労働省においては以下のことを義務づけるというふうにしていると。それで、SRM除去は大事だということは前から言っていたわけで、こういう施策を進めることは重要であると考えます。しかし、リスク回避の有効性を評価し、数値目標を定め実行する必要があるという、これは前の議論のポイントのところにも出てきたかと思います。同時に、その改善状況について監視を行う必要があると。それから、ピッシングの件に関して、できる限り着実、速やかに目標を設定して実行する必要があると。それから、飼料規制は、根本手的なリスク回避として大事である。これはちょっとおかしいですね、ここに何で入るんだろう。SRMの除去じゃないですね、最後のパラグラフ「我が国におけるBSEの根絶を図るためには、飼料規制の徹底を図り、BSEの原因となるプリオンの伝播を防止することが最も重要である」というのは、むしろ飼料規制に関する見解じゃないですか。これは入っている場所がおかしいですから移します。今のがSRMに関して、これまでヒアリングから始めて議論してきたことで、当委員会としての諮問に対する見解。それから、飼料規制に関して何度も、少し今日はっきりわかったと思いますけれども、輸入飼料に係る交差汚染という問題があって、輸入飼料規制の徹底を図る必要があると。それで、届出制、届出事項を追加するという一方で、特に反芻動物由来のタンパクの混合防止対策を徹底するという上で非常に重要である。それから、販売業者、飼料の農家まで規制を徹底するという一方で、先ほどと同じように規制するだけでなく、その遵守の徹底を図ることが必要である。それから、定量的な評価方法をできるなら開発して、強化措置の有効性を検証してリスク回避をするための目標を明確にする必要があるということです。3.5は「BSEに関する査研究の一層の推進」ということで、1つは検査陽性牛の利用が非常にスムーズにいかないという議論があって、第一としては、いろいろな研究を進めているところであるけれども、更に高感度のもの、あるいは技術開発といったものが必要ですということが書いてあります。2番目のパラグラフの後半に、調査研究の円滑な実施に必要な検体の採材、輸送、保管等については、非常にリジットになっているので、研究利用に配慮する必要があるということです。それから、プリオンに関する基礎研究と同時に、何度も何度も議論しましたがけれども、定量リスク評価、定性リスク評価に必要なデータがないために議論ができないということが多かったわけで、こういったリスク評価に必要なデータを作成する研究もまたBSE研究としては大事である。こういった研究の推進なしに科学的・定量的リスク評価は不可能であるということを紹介して結論、今日までの議論を結果としてまとめる調査なんですけれども、どうぞ。

小野寺専門委員 30ページの「牛飼育農家における規制の徹底」ということが書いてあるんですけれども、農場での一種のHACCPの問題があるわけなんですけれども、このパラグラフの中の下から3行目の「牛農家巡回点検の毎年度実施」と書いてあるんですけれども、どういうことを点検しているのかが余り、これは公文書としてはこれでいいのかも

しれませんけれども、内容の資料がどこかにあるといいと思います。

吉川座長 農水省、いいですか。

農林水産省② この辺につきましては、既に一度資料を提出しております、牛農家での巡回点検指導の結果ということ、このファイルの方でございますけれども、参考資料4ということで入っております。平成15年度食品巡回点検指導事業によります調査結果ということで、具体的な中身には、参考資料にページが入っていないのであれなんです、参考資料4の更に資料の3というところの2ページ前のところに入っております。平成15年度食品別巡回点検指導事業によります調査結果ということで、実際に地方農政事務所の職員が畜産農家の方へ入りまして、こういった聞き取り、それから実際にその場で確認ということもいたしております。そういった中での動物性タンパクの給与ということにつきましての状況を確認し、問題がある場合につきましては指導ということを行っております。それで、この調査につきましては、従来農林水産省の方の事業といたしまして、鳥ですとか、豚ですとか、そういった畜種について調査をしておりましたものにつきまして、平成15年度に牛ということも加えまして開始したわけですが、今後、牛農家につきましても、一定の調査をしていきたいという趣旨でございます。

吉川座長 よろしいですか。それでは、特になければ議論の結果をまとめる31ページの「4. 結論」という項目を、どうでしょうか、少し素案をつくって議論した方がいいですか。先ほど定性分析のところ、20か月齢以下の検査見直しについては、陽性牛が出る確率は非常に低いし、汚染度は低いと。しかし、ゼロではないと。表1から見ると差がないように見えるけれども、そこには実は議論の結果としては全く同じではないというコメントを付けるというような趣旨になっていたかと思えます。2、3、4の諮問に関しては、特に異論がなければ、こちらの諮問に対する見解のところの主要なところを少し抜き書きしてまとめるような格好の案をつくって、委員に回して意見をもらってまとめる方が効率がいいですか。それとも、もう10分ぐらい時間がありますから、そこで少し結論に当たった議論があればしておいた方が賢明かもしれません。

山内専門委員 結論でまとめられるのは、今のよう内容でいいと思うんですが、そもそもこの諮問を受けたときに、特に月例見直しに関して、厚生労働省は科学的合理性を目的としたものであるというふうに言っているんですが、SRMの監視体制の改善はこれから行うとか、ピッシングの改善はこれからの検討事項とか、それからもう一方では輸入飼料対策の問題とか、幾つかあるわけで、そういったことが今回この検討で明らかになってきたわけです。そういった場合に、そういったものがちゃんと実行された上で諮問を出す方が、本当は科学的合理性に基づくものであろうと私は考えたんです。ですから、そういう意見を何らかの形で付け加えていただきたいと思います。ただ単に結論だけということでは、我々は科学的合理性をこれで認めたことになってしまうかもしれない。

富澤調整官 よろしいでしょうか。31ページの今、山内先生のおっしゃった内容なんですけれども、「5. おわりに」の1つ目のパラグラフを見ていただくと、両省においては、

本評価に基づくSRM除去（とりわけピッシングの廃止）、飼料規制の実行性確保を推進するに当たり、具体的な数値目標を設定し、客観的評価を行うことができる体制を構築すべきであると書いてございますので、もしもあれであれば、このような内容に付け加えればいいのか、それともまたほかの方法があれば教えていただければと思います。

山内専門委員 それは、どちらで言われてもいいと思うんですが、私は結論にできれば入れたらと思ったんですが、「5．おわりに」の方に入る方がいいか、私としては余りはっきりした意見は今のところ整理できていません。

甲斐（知）専門委員 「5．おわりに」は、まとめの感想のようになっていますので、やはり4番が諮問に答えるための結論ですね。ですから、今の山内先生の答えは、その諮問に対しての答えですので、できれば4の方に書いた方が私もいいと思います。

山本専門委員 よろしいですか。諮問は、先ほどから申し上げているように、20か月例のところ、切るか切らないかによって、現時点でのリスクが変化するかどうかを評価してくれと言っているんです。改善した結果どうなっているかとか、そういうことに対しては、今後の課題として当然残っているからほかの諮問が来ているわけですけども、現時点でのリスクが変化するかどうかの話を、1番の諮問でお答えすればいいということを考えて、この評価をやっていると思っているんですけども、それでよろしいですね。

山内専門委員 結論は、今のとおりでいいと思います。ただ、そうじゃなくてコメントとして、こちらの委員会のスタンスとして、ちゃんとした我々の意見表明をどこかでやるべきだろうと私は思っています。要するに、科学的合理性というようなキーワードでもって言われても、とても科学的合理性があるとは思えない。

見上委員 よろしいですか。

吉川座長 どうぞ。

見上委員 参考資料1に、我々の委員長あてに厚生労働省から来たのが評価についてなんです。だから、この評価に対して答えるのが、評価に対する答えというのは、上の食品安全委員会の方の寺田委員長に来たから、寺田委員長が答えるのであって、それは諮問VS答申の関係で、山本さんが言ったとおりだと思います。だから、結論は結論でいいんです。結論は結論としてこういうふうに出すと、それがこの諮問に対する考え方だと思います。

山内専門委員 結局、諮問が出されてから、その諮問に関しての質疑応答の中でそういう回答が得られてきているわけです。ですから、諮問に書かれている文言だけで、それに対して答えればいいのかという簡単な話では、これだけ長い時間かけて議論してきているわけです。

見上委員 だから、それは中間とりまとめのときと同じあれだと思います。

山内専門委員 ですから、そういうこともちゃんとこの委員会の立場として、どこかに入れるべきであろうというのが、私の意見なんです。

北本専門委員 よろしいですか。

吉川座長 どうぞ。

北本専門委員 皆さん、今日の資料の16ページを見ながら私のコメントを聞いていただきたいんですけども、今日は、その16ページの表1で、全頭検査と21か月以上の検査は余り変わらないというような流れになってきたんですが、実はこの表1をつくってくれたお陰で、非常に低いであるとか、まだ不明であるとかという問題点を、むしろリストアップできたのではないかと。恐らく、農水省にしても厚労省にしても、勿論、各両省の人たちが、もう認識していたことであろうけれども、ただこれで明らかになっていたんじゃないかと。ですから、国民の皆様への説明義務として、我々の委員会が担っているのは、より食品が安全になるということは非常に、それに対する担保であればいろんなことをしなければいけないんじゃないかということからして、何となく私はここで左右を見て、変わらなかったからいいのではなくて、やはりまだ非常に低いけれどもあるんだと、低い、ないし不明の点があるんだと、これはやはり両省への今後、答申以上の優等生の答えを返してもいいのかなと思っていますので、そういうふうな感じでまとめられたら一番最高かなと思います。

吉川座長 ありがとうございます。甲斐委員、何かございますか。

甲斐（諭）専門委員 山内委員のお話と、最後の「おわりに」の部分で、今、御指摘あったように3行書いてあるので、そのことが山内委員の御指摘に対する答えではないかと思うんです。ですから、私はこれでいいと思います。

吉川座長 わかりました。時間が押しておりますので、結論に関しては今日の議論を受けて、また少し、今日はいませんでしたけれども、金子座長と相談して少し骨格を今までの意見を含めて、ちょっとたたき台を結論に関して送って、委員の方々の意見を伺いたいと思います。それでいいですか。

（「はい」と声あり）

吉川座長 今日は一応予定の時間になりましたけれども、議題はもう一つその他とありますけれども、事務局の方から何かございますか。

富澤調整官 特にございません。ありがとうございます。

吉川座長 本当に年度末のお忙しいところを無理言って集まっていたいただいて、たくさんの委員に来ていただいてありがとうございました。

梅田課長補佐 済みません。厚生労働省の方から、当日配布資料ということで急遽いただいておりますので、それについて簡単に説明させていただければと思います。

吉川座長 どうぞ。

厚生労働省 それでは、1分だけ済みません。12月6日に提出させていただきました、BSE対策に関する調査結果ということで、都道府県関係を通じまして、各と畜場でどのようなBSE対策について問題点があるかということで、先ほどの表1の中にも出てきました、標準作業手順書の問題等々もございまして、それにつきまして、その後改善状況につきまして調査をいたしました。その結果が当日配布資料として提出させていただいているものであります。1月末現在ということで、全国の牛のと殺を行っていると畜場は160

ということで変わっておりません。その中で、脊髓片の飛散防止についてということで、背割りを行っていない6か所を除きますと、回収をしているところが153、これは12月1日に御報告したものと同じであります。その後、この調査が1月末現在ですけれども、2月に入ってから改善済みという連絡がもう一回もございましたので、一応全部改善は終わったと。それから、背割りの方についても、1か所が改善しまして、全部の改善が終わったと。それから、除去後、高圧水により洗浄をしているということについても、3か所改善が終わりまして、全施設改善が終わったと。次に、S S O Pの作成状況でございますけれども、めん山羊も含めますと、166施設というのが母数になります。その中で、作成済みが155、残り11施設につきましては、作成中、または予定日を設けているところが9か所ということです。それから、めん山羊のと畜をしないのは2施設ということになりましたので、3月31日までにあと9施設が改善をすると、前回の調査の問題点については、一応すべて改善が終了するということになります。以上でございます。

富澤調整官 済みません。あと事務的に、今、特にございませんと申し上げましたけれども、2点ございまして、今まで先生方をお願いしているように、今日の資料1の御意見に対する御意見がもしもございましたら、また事務局の方に出していただくということでよろしいですか。これについては、どういたしますか。

吉川座長 読んで見て大きく、整合性とかそういう問題があれば送ってもらって。

富澤調整官 それでは、大きな点がございましたら送っていただくということでよろしいですか。

吉川座長 それで、結論に関しては、たたき台をなるべく早くつくりますから、それに関しての意見はほしいと。

富澤調整官 それでは、先生につくっていただいたら、こちらの方でとりまとめて委員の先生方に送らせていただくということでよろしいですか。

吉川座長 はい。どうぞ。

山内専門委員 結論だけではなくて、やはり本文全体、幾つか修正の意見が出ていますので、全部直った形で送っていただいて、これはもう持ち回りでやるということですか。

吉川座長 いいえ、もう一回結論も含めてやりたいと思っています。

山内専門委員 それだったらいいです。

村上評価課長 今までもそうしておりましたように、ある程度原案ができた段階で各委員にお送りをして、更にそれについて御意見をいただいた上で、座長と御相談をしてまた案をつくって送るという作業をさせていただきたいと思っております。

吉川座長 ほかにございますか。

寺田委員長 まだ続いている途中ですけれども、本当に、独立・中立で、いろんな話があったりしますけれども、客観的な、科学的な立場で透明性を保ちながら本当によくやっていただいております。いつものことですが、感謝しております。これは、中間とりまとめのところ現状を書いたということで、今度はリスク評価のことが入ってきておりまし

て、ちょっとニュアンスが違うということ世の中の方もわかっていただいて、そういう形で答申を出しているという立場だと。それから、もう一つは、この場で今さら言うのもあれですけども、全部公開で、しかもいろんな案は事務局の方でつくっているわけではなくて、ここにいる委員の先生方がつくって、それを事務局がまとめて、また皆さんにお送りして、イエス・ノーをやって、かなり大変な労力を先生方にはかけていると。それから、非常勤であって大変忙しいところと。何よりも公開というのが、なかなかみんな慣れてないので大変だと思いますけれども、これも国民のためにということですので、どうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

吉川座長 どうもありがとうございました。ほかにございますか。よろしいですか。それでは、今日の専門調査会を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

了